

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

令和3年2月定例会
(2月19日)

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会事務局

令和3年2月定例会

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会会議録

(2月19日)

目 次

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	2
議事日程第1号	3
開 会	4
開 議	4
諸般の報告	4
日程第 1 会期の決定	4
日程第 2 会議録署名議員の指名	5
日程第 3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	5
日程第 4 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について	6
日程第 5 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例	7
日程第 6 議案第4号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算(第3号)	9
日程第 7 議案第5号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について	12
日程第 8 議案第6号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算	17
日程第 9 一般質問	28
閉 議	54
管理者挨拶	55
閉 会	55

令和3年2月渋川地区広域市町村圏
振興整備組合議会定例会会議録

第1日

令和3年2月19日（金曜日）

出席議員（14人）

1番	山内崇仁	議員	3番	小山久利	議員
4番	田邊寛治	議員	5番	平形薫	議員
6番	山畑祐男	議員	7番	山口宗一	議員
8番	南千晴	議員	9番	安力川信之	議員
10番	中澤広行	議員	11番	茂木弘伸	議員
12番	望月昭治	議員	13番	角田喜和	議員
14番	小池春雄	議員	15番	石倉一夫	議員

欠席議員（1人）

2番 細谷浩 議員

説明のため出席した者

管理者	高木勉	副管理者	柴崎徳一郎
副管理者	真塩卓	会計管理者	近藤尚嗣
監査委員	中澤康光	監査委員長	灰田幸治
事務局長	藤岡孝広	消防長	福田浩明
消防本部長	石坂勝義	消防本部長	星野光一
総務課長	熊迫奈緒美	事業課長兼 環境センター長	吉田浩
清掃センター長	永井茂久	消防本部長	角田泰紀
消防署長	山田知巳	事業課管理係長	杵渕全路
消防本部総務課 施設整備室長	根井邦彦	総務課長 企画財政係長	石田徹
事業課施設係長	山本豊彰	消防本部長 総務課庶務係長	原澤武志

事務局職員出席者

書記長	大 畠 重 喜	書記	入 澤 仁
書 記	荻 野 隆 寿	書 記	加 藤 茉 規

議事日程

議 事 日 程 第 1 号

令和3年2月19日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会期の決定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
 - 第 4 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について
 - 第 5 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例
 - 第 6 議案第4号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）
 - 第 7 議案第5号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について
 - 第 8 議案第6号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算
（提出者説明、質疑、討論、表決）
 - 第 9 一般質問
-

会議に付した事件

議事日程に同じ

開 会

午前10時

議長（田邊寛治議員） おはようございます。本日はお忙しいところご参集いただきましてありがとうございます。

これより令和3年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14人で、議会は成立いたしました。

なお、2番、細谷浩議員から欠席の届出がありました。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係職員の出席を求めます。

議場での質疑及び答弁については、皆さんにお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策に伴い、マスクを着用したままでの発言をお願いいたします。以上、ご協力のほどお願い申し上げます。

開 議

午前10時

議長（田邊寛治議員） これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

諸 般 の 報 告

議長（田邊寛治議員） 日程に先立ち、この際諸般の報告をいたします。

お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 会期の決定

議長（田邊寛治議員） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（田邊寛治議員） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番、山内崇仁議員、11番、茂木弘伸議員を指名いたします。

日程第3 議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

議長（田邊寛治議員） 日程第3、議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） おはようございます。ただいまご上程いただきました議案第1号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の1ページをお願いいたします。群馬県市町村総合事務組規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。令和3年4月1日から群馬県市町村総合事務組合を組織する団体に館林市が新たに加わり、群馬県市町村総合事務組規約別表第2の5の項の事務第69条の規定に基づく議会の議員その他非常勤職員のうち、法律による公務上の災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償事務の共同処理を開始するためであります。

次に、議案の内容につきまして、議案第1号参考資料で説明させていただきます。5ページから6ページをお願いいたします。群馬県市町村総合事務組規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。

上段の別表第1は、群馬県総合事務組合を組織する団体を定めており、6ページの別表第2の5は議会の議員その他非常勤職員に係る公務災害補償事務を共同処理する団体を定めております。別表第1及び別表第2の5の項中、「沼田市 渋川市」を「沼田市 館林市 渋川市」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

ます。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第1号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議について

議長（田邊寛治議員） 日程第4、議案第2号 群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第2号、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体の数の増加及び規約変更に関する協議について、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書7ページをお願いいたします。群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び群馬県市町村公平委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体に令和3年4月1日から沼田市、安中市、甘楽町、長野原町、館林地区消防組合、利根沼田広域市町村圏振興整備組合、西吾妻環境衛生組合、邑楽館林医療事務組合、西吾妻福祉病院組合及び吾妻環境組合が令和3年12月24日から富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合が加入し、同公平委員会共同設置規約を変更することについて協議したためであります。

次に、議案の内容につきまして議案第2号参考資料で説明させていただきます。11ページから12ページをお願いいたします。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分は改正部分であります。

上段、第1条中、別表は令和3年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体を定めております。別表中に先ほど提案理由で申し上げました地方公共団体を加え、改正案のとおり改めるものであります。

下段、第2条中、別表は令和3年12月24日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体を定めております。

12ページをお願いいたします。別表中、「渋川地区広域市町村圏振興整備組合」を「渋川地区広域市町村圏振興整備組合 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合」に改めるものであります。

恐れ入りますが、10ページにお戻りください。附則といたしまして、この規約は令和3年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条の規定は令和3年12月24日から施行するものであります。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

すみません。ただいまの説明の中で一部誤った説明がありました。西吾妻環境衛生施設組合を「施設」を除いて「衛生組合」と申し上げてしまいました。それと、吾妻環境施設組合についても「施設」を除いて説明申し上げました。誠に申し訳ございませんでした。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第2号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例

議長（田邊寛治議員） 日程第5、議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を

改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福田消防長。

(消防長福田浩明登壇)

消防長(福田浩明) おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第3号 渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由及び議案の内容についてご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書13ページをお願いいたします。

初めに、提案理由を申し上げます。恐れ入りますが、15ページをお願いいたします。令和2年8月27日、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、急速充電設備に関する火災予防上必要な措置について所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましてご説明申し上げます。近年電気自動車等の航続距離延長に伴い、大容量化した車載電池をより短時間で充電するため、急速充電設備の高出力化が進んでおります。現行の火災予防条例において、急速充電設備は全出力が20キロワットを超えるものから50キロワット以下と定められておりますが、その上限を200キロワットまで拡大し、あわせて火災予防上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案の内容につきまして議案第3号参考資料で説明させていただきます。17ページをお願いいたします。渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の一部を改正する条例(案)の新旧対照表であります。右の欄が現行、左の欄が改正案であり、傍線部分が改正部分であります。なお、主な改正の内容のみを左側改正案で説明させていただきます。規定の追加に伴う号ずれ等につきましては説明を省略させていただきます。

新旧対照表、改正案11行目、第11条の2第1項は急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大するものであります。

17行目、同項第1号は全出力が50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除き、屋外に設ける場合にあつては建築物から3メートル以上の距離を保つことを加え、ただし不燃材料で造り、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときはこの限りではないこととするものであります。

下から2行目、同項第13号はコネクタの落下防止の措置を講ずることを加え、ただし十分な強度を有するものは除くものであります。

18ページをお願いいたします。改正案2行目、同項第14号は充電用ケーブルの冷却液が漏れた場合における内部基盤等の機器に影響を与えない構造とし、また当該冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止することを加えるものであります。

7行目、同項第15号は複数の充電用ケーブルで複数の電気自動車等を同時に充電するものは出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止することを加えるものであります。

11行目、同項第16号イは現行の同項第12号イ後段の異常な高温となった場合の規定を削除するものであります。

15行目、同号ウは蓄電池を内蔵しているものは温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温または低温を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止することを加えるものであります。

17行目、同号エは蓄電池を内蔵しているものは制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には急速充電設備を自動的に停止することを加えるものであります。

下から3行目、第44条第10号は火を使用する設備等の設置の届出とし、全出力50キロワット以下のものを除く急速充電設備を設置しようとする者はあらかじめその旨を消防長に届け出ることを加えるものであります。

恐れ入りますが、14ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行するものであります。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第3号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）

議長（田邊寛治議員） 日程第6、議案第4号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第4号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正内容は、損害賠償等請求住民訴訟事件に係る訴訟業務委託料の予算を措置するものであります。なお、充当財源につきましては財政調整基金繰入金で措置をいたしました。

内容等につきましては、事務局長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田邊寛治議員） 続いて、議案の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第4号 令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算関係議案書の1ページをお願いいたします。令和2年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによりたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ653万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,295万6,000円としたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によりたいと思います。

6ページ、7ページをお願いいたします。2の歳入につきましてご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましては左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

7款繰入金1項基金繰入金1目1節の説明欄の財政調整基金繰入金は、653万4,000円の増額であります。これは、基金を取り崩して訴訟の代理人弁護士に対しての業務委託経費の財源に充てるものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の説明欄、一般経費は653万4,000円の増額であります。この内訳として、前橋地裁平成27年（行ウ）第15号、損害賠償等請求住民訴訟事件の判決が令和2年12月25日に言い渡されたことに伴い、代理人弁護士2人に対する訴訟業務委託料として565万4,000円を計上しています。なお、この事件の判決に対して、令和3年1月15日付で原告側が控訴したため、控訴審訴訟の代理人弁護士2人に対する着手金として88万円を計上しています。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

13番、角田喜和議員。

（13号角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 令和3年2月補正予算関係について質疑をさせていただきます。

ただいまの説明で財政調整基金から繰入れ、訴訟の委託の弁護士費用に支払うということで委託料653万

4,000円ということで説明がありました。この額の大きさについて、判決の中で訴訟の業務委託ということと着手金も含めてということでありましたが、この計算の算出根拠はどのようなところから出ているのか、説明を求めたいと思います。

以上です。お願いします。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 算出根拠についてご説明させていただきます。

内訳といたしましては、まず第一審判決の成功報酬として着手金と同額の80万円、また実費として434万円、あわせて第一審判決の委託料といたしまして消費税を加え、565万4,000円を計上しております。

次に、控訴審に対する訴訟委任契約の着手金であります。これは第一審の委託契約に対する着手金と同額の80万円、それに消費税を加えた88万円を計上しております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今事務局長から説明がありましたが、成功報酬分で80万プラス実費で430万円ということだと、実費の算出根拠ということで私は質疑をしたのですが、この根拠はどのような根拠で出ているのか、再度お願いをいたします。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 実費等の積算根拠について答弁させていただきます。

打合せに係る実費が4時間以内で税抜き3万円、なおこれで森田弁護士が27日間、池田弁護士が36日間、2人合計で延べ63日分となっております。それから、出廷日に係る実費が4時間以内で税抜きで3万円、両弁護士とも28日間、2人合計で延べ56日分と判決言渡し日の実費として1万円が森田弁護士に支払うものでございます。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） この実費請求分について、4時間以内の3万円、ちょっと高いのではないかと思うのですけれども、これは弁護士法並びにその関係での数値の下での算出なのか、どのような根拠なのか、もう一度お願いをいたします。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） この実費の単価につきましては、日本弁護士連合会のアンケート調査等の中でも出ております金額を参考に、代理人弁護士と協議を行った中でこの実費の日当について金額を設定して、今回の金額を積算したものでございます。

議長（田邊寛治議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第4号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（田邊寛治議員） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合について

議長（田邊寛治議員） 日程第7、議案第5号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第5号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合関係市町村の負担金分賦割合につきまして、提案理由及び議案の内容をご説明申し上げます。

一般議案・条例関係議案書の19ページをお願いいたします。令和3年度における関係市町村の負担金分賦割合を別紙のとおり定めるため、渋川地区広域市町村圏振興整備組規約第15条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

初めに、提案理由を申し上げます。広域組合が実施する事業の財源として、関係市町村の負担金を算出するため、分賦割合を定めようとするものであります。

次に、議案の内容をご説明申し上げます。21ページをお願いいたします。令和3年度関係市町村負担金分賦割合であります。内容は、昨年度と同様の内容であります。負担金分賦割合の（1）、均等割6%、利用者割94%に該当する経費区分は夜間急患診療所に係る運営費、火葬場・斎場に係る運営費、借地費であります。

（2）、均等割6%、搬入量割94%に該当する経費区分はごみ処理施設に係る運営費、周辺整備費、し尿処理施設に係る運営費であります。

（3）、均等割4%、消防費基準財政需要額割96%に該当する経費区分は消防救急に係る経費であります。

（4）、均等割6%、人口割94%に該当する経費区分は救急医療対策事業に係る経費、職業訓練センタ

一に係る経費、体育施設に係る経費、起債償還に係る経費、その他（１）、（２）及び（３）に該当しない経費であります。

備考欄及び23ページ以降の議案第5号参考資料1、2につきましては、ごらんいただくことで説明を省略させていただきます。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） それでは、議案第5号について質疑をさせていただきます。

私は、この負担金分賦割合につきましてはちょうど1年前にも質疑をしております。まだ記憶に新しいことかと思えますけれども、長くから議員をやっている方はこの件については負担金分賦割合、もう相当な大立ち回りがあって今のところに落ち着いているわけなのですけれども、また1年前と同じことを言いますけれども、そもそも8か市町村で全体の10%を均等割、そして残りの90%を利用者割ということでスタートしましたけれども、合併を行いまして残ったのが3市町村になったということで、こうなると1町1村、吉岡町、榛東村が割を食うのではないかということで激変緩和措置もあって、それで現在に至っておりますけれども、これが平成27年に最後でほぼこのような形になっていましたけれども、ちょうど1年前私は吉岡町、榛東村にとって分が悪いのではないかということで質疑をしました。そのとき高木管理者も「市町村の負担金の分賦割合については今事務局長から答弁申し上げましたとおり、いろいろな経過があって今日に至っていると思います。これは、必ずしも固定しているものではありませんので、いろいろな議論、意見を踏まえて検討してまいりたいと思います」という回答を得ました。そして、その当時から真塩副管理者においては十四、五年前から吉岡町、榛東村が割を食うというので何とかならないかということで大きな問題になったことを私は記憶に覚えておりますけれども、そして経過があって、これは真塩副管理者が今年の2月に言ったことなのですけれども、「吉岡町が増えたり、榛東村が増えたり、いろいろしてもそれはやむを得ないということも考えております」と、「これから3市町村でいろいろ検討してくれるらしいので、本当に大いに私は期待をしております」と、その前提がありますけれども、最後にはこのように締めくくっているところを見ると、それぞれ3か市町村が十分協議の上合意に至ったというわけなのでしょうけれども、それでは実際に3か市町村でどの程度の協議をしたのか。

やはり私は、吉岡町の担当の職員に言っても余り理解をしていないようなことを言っていますけれども、実際その辺が本当ではないかと思っています。やはり私は吉岡町の議員でもありますし、広域全体を見ても使ったら使った分だけを皆さんが均等にお支払いをするというのが筋だと思います。今のこの均等割6%、そして94%を利用者割ということなので、やはりどう見ても吉岡町、榛東村が支出、支払う部分が多くなるということは明らかであります。そういう中において、先ほど言いましたけれども、真塩副管理者はこれから3市町村でいろいろ検討していくらしいので、本当に大いに私は期待していますというのが最後の言葉にありました。ということでもありますから、検討してくれるということに期待を持っているとい

う回答でありました。このことについて、本当に3市町村でどの程度の協議を行ったかということをもまず最初にお尋ねしておきます。

議長（田邊寛治議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 私からは、小池議員の提案を受けまして、事務局でこの負担金の分賦割合について検討を行った状況についてご答弁させていただきたいと思います。

昨年7月、市町村負担金の分賦割合を検討するため、事務局総務課において関東圏域内の一部事務組合21団体に負担金状況調査アンケートを行ったところでございます。まず、均等割についてですが、均等割とは構成市町村が均等に負担をする部分ですが、他組合の均等割の率は5%から30%と幅があり、事業によっては設けていない組合もあることが判明しました。組合により均等割の考え方はさまざまであるため、本組合の均等割と他組合を一概に比較することはできませんが、ほとんどの組合で設けていることから、共同事務処理の基本的考え方から構成市町村として参加責任の明確化と共通経費の担保を図るため、均等割を設けることの必要性について確認することができました。

次に、均等割以外の人口割、利用者割、搬入量割、消防費基準財政需要額割についてですが、これにつきまして事業の性質により応益性等を確保する必要があるため、アンケートの結果、全ての組合で設けられていることから、現在の内容で今後も継続していくことの必要性を再確認したところでございます。

なお、この組合としての結果については総務企画担当課長会議の中でもこのような具体的な検討結果のご報告をさせていただき、その後今年度管理者、副管理者会議で再度協議をお願いした結果、負担金の分賦割合について市町村合併をきっかけにさまざまな場で協議を重ね、決定してきた経緯があるため、これらを踏まえすと今回は構成市町村の数に変更がないことから、現在の負担金率を維持していくことが適当であるとの事務局の考え方に同意をいただき、今回議案として上程をさせていただいたところでございます。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それでは、まず割を食っている……またこの問題は十四、五年前のときにそこに座っておりました真塩副管理者、私は広域市町村圏振興整備組合であのとき行った議会、臨時会がありましたよね。あの中で大変大立ち回りがあって、10時から始まって、このことが決着がつくのが午後4時までかかって、それでも結論は出なかった。そして、附帯決議ということで今後見直しをすると、だからこの線で何とかいってくれと当時の木暮管理者が出したものをそういう形でのんだと、そのまま議案を承諾したのではなくて、附帯決議をつけて見直しをするということを条件でのんだというのを覚えています。本当にこのままだと、あのときは10%でしたから、90%対10%で10%が均等割でした。10%を3か町村で割るという、それが6%なのだから、少しは柔らかくなったと。しかし、1年前の話では副管理者もこれから市町村でいろいろ検討してくれるらしいので、本当に大いに私は期待していますというのが真塩副管理者のそのときの答えでした。今の事務局長の話をしていると、みんなすんなり認めてしまって、これでいいのだという話になってしまうと、十数年前に大騒ぎしたことは何なのだろうとなってしまうのです。結果的に私はこれでいいとは思っていません。というのは、このままでいくと渋川市にとってはいいと思うのですけれども、でも割を食うのはやはり吉岡町、榛東村が計算上は必ず間違いなく割を食います。と

いうことで、まずさっきの説明ですと事務方の担当課もいいと言ったと、また村長、副管理者もいいと言ったというのが今の報告だったのですけれども、どうも私はそれをすんなり、ああ、そうですかとは思えないのです。どうしても解せない部分があるのですけれども、このことについて、まず歴史からよく知っている副管理者はいかがでしょうか。

議長（田邊寛治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 今小池議員のほうからいろいろ話がありました。全く同じ、今までも私も変わっていません。言うなれば皆さんご存じのとおり、過去に6市町村が合併して新しい渋川市になったと。そのときまでは、8市町村で均等割とかそういうものを決めたわけです。我々は、合併について反対するものではない。我々とするのがいいのではないかな。言うなれば今までの8市町村で持っていた均等割10%を10%でも構いません、しかしそのときには均等割を8分の6を新渋川市で持ってもらいたい、8分の2を吉岡町と榛東村で持つと、これが我々は合併時の主張というのですか、お願いをしたところでありますけれども、結局それができなかつた。そういう中において、10%を6%とか4%にしましたけれども、我々これは怒られるかもしれませんが、均等割以外の人口割とか搬入割とか、こういうものに対してはあのころから今でも渋川市の人口大分減ってきてしまったと。吉岡町、榛東村が伸びたと。その伸びた分については、これはやむを得ない、これまで我々は反対しているわけではないのですよということもずっとやってきたのですけれども、いまだ去年と同じような形になって、まださらにこれからいろいろ管理者のほうもさらに来年に向けて考えてくださるというように思っておりますので、期待はしたいと思っております。今までも私自身、内容については考えは変わっておりません。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 今真塩副管理者から聞きました。様々なことがあるのでしょうかけれども、今の答弁を聞いて十分にこれでいいのだという思いではなくて、私が聞いていると協議はまだ不完全だというふうにも聞こえました。また、そう取りました。今回こういう形で出ましたけれども、私はいわゆる人口割であるとか搬入量割であるとか、要するに使った分だけはそれぞれの市町村が責任を持ってお支払いをするということが一番合理的だと思います。そもそも10%の均等割にやっぱり問題があると思います。使った分だけ納めましょうというのを基本にこれからすべきだと思います。私は、管理者と副管理者がどうも協議がうまくいっていないとかどうとかということは言いたくはありませんけれども、ぜひともまた来年度におきまして今あった議論を踏まえて次回……今持ち越しと、今回はこれでいいでしょうけれども、またさらに今後においては協議を深めていって、全てが名実ともに納得ができるすっきりとした方法に持って行っていければと思います。先ほど吉岡町の話が出ましたけれども、事務局から話がありましたけれども、この件については恐らく担当の……吉岡町でいえば課長も替わります。前の歴史というものもよく知らない人が多いのです。でも、こういう形で示されたら、ああ、そういうものかなと思ってしまって、過去の経緯知りませんから、いいのではないですかと思っていつてしまったところから私どもの温度差が出てきたのかと思います。この点についてぜひとも改善してほしいし、先ほどの真塩副管理者の答えも含めて、高木管理者からも今後の進め方について再度決意をお願いしたいと思います。これは、併せて吉岡町の副管理者にもお尋ねをするものであります。

議長（田邊寛治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のご質疑にお答えいたします。

この市町村の負担金の分賦割合につきましては、以前から大きな議論があったことについては承知しております。合併して年月も過ぎております。この間に社会経済情勢、環境も大きく変わってきております。そういった中でこの分担金の割合、均等割、そして搬入量割、これをどういう形で組み合わせて、どういう数値がいいのかということについてはシステム等についても関係町村長と議論をまた深めていきたいと思っております。

議長（田邊寛治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 先ほどちょっと言い忘れたというのですか、私の主張として間違っ聞こえてくると困ると思うのですけれども、私は合併当時の話の中で実際いろいろな事業について本当に広域でやっていることはいいことだと。例えばごみ処理にしても、消防にしても8市町村でやって、その中の均等割なのです、8市町村のうち6市町村が合併していようが何しようが8市町村が出すものを、これを基本に考えてくださいよということですとずっとやってきました。その辺を皆さんもよくご理解願えればありがたい。ちょっと追加の答弁ではないのですけれども、私の考えを発表させてもらいました。よろしくお願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 先ほどの内容につきまして、一旦町に帰ってから事務担当と今までの経過等をもう少し確認をさせていただいて、正副管理者会議の中でまた協議に参加しながら、いろいろと話をさせていただけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

議長（田邊寛治議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第5号の討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田邊寛治議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 号 令和 3 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算

議長（田邊寛治議員） 日程第 8、議案第 6 号 令和 3 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） ただいまご上程をいただきました議案第 6 号 令和 3 年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算について提案理由を申し上げます。

令和 3 年度の予算編成に当たっては、本組合の事業実施計画に掲げた施策の考えを踏まえつつ、前年踏襲や既成概念にとらわれず、事業の必要性、有効性及び効率性等を観点に取り組みました。また、関係市町村の財政事情が厳しい状況にある中において、本組合予算の財源の約 8 割が市町村負担金であることを認識し、経常経費の縮減に努めるとともに、老朽化が進行している施設の補修工事及び消防庁舎建設など緊急性の高い事業について優先的かつ重点的に予算編成を行いました。

令和 3 年度予算の概要について申し上げます。歳入歳出予算の総額はそれぞれ 34 億 2,776 万円で、前年度当初比 3 億 6,168 万 6,000 円の増となります。増額の主な要因は、消防庁舎建設等事業及び消防自動車等購入事業の増によるものであります。

次に、主な事業について申し上げます。ふるさと市町村圏事業では、渋川地区広域圏が一体となって魅力あるふるさとづくりを行うため、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して広域だよりの発行等を実施いたします。

救急医療事業関係では、地域住民の常時診療体制を確保するため、在宅当番医制、歯科在宅当番医制及び病院群輪番制病院事業に対し、渋川地区医師会、渋川北群馬歯科医師会等に補助を行います。また、初期救急医療として、引き続き夜間急患診療所の運営を行います。

火葬場、斎場事業では、しらゆり聖苑の管理について、引き続き指定管理者制度により施設の適正な維持管理及び利用者へのサービス向上に努めてまいります。また、老朽化が進む火葬炉等の補修工事を計画的に実施いたします。

ごみ処理事業及びし尿処理事業につきましても業務の充実を図るため、老朽化が進む施設設備の計画的な補修工事を行います。

消防、救急事業では、消防力の維持、充実、強化を図るため、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の更新を行います。消防車両及び装備の更新等につきましては計画的に行い、効率的、効果的な事業の執行に努めます。また、引き続き救急救命士の養成を行い、救急業務の充実を図ります。

消防庁舎建設等事業では、老朽化した消防庁舎の建設について、災害対応機能の維持、向上を目指し、計画的に実施してまいります。令和 3 年度は、令和 2 年度より実施している南分署の建設工事を初め、東分署の実施設計及び西分署の基本設計業務委託等を実施いたします。

以上、令和 3 年度一般会計予算について提案理由を申し上げます。詳細につきましては、事務局長及び消防長からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

す。

議長（田邊寛治議員） 続いて、議案の説明を求めます。

藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） ただいまご上程いただきました議案第6号 令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組予算書及び予算に関する説明書をご用意いただきたいと思います。1ページをお願いいたします。令和3年度渋川地区広域市町村圏振興整備組の一般会計の予算は、次に定めるところによりたいと思います。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億2,776万円と定めたいと思います。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算によりたいと思います。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表、地方債によりたいと思います。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたいと思います。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合はここに記載したとおり定めたいと思います。

4ページをお願いいたします。第2表は地方債であります。起債の目的欄1行目、消防自動車整備事業は、限度額が1億5,130万円であります。これは、本署、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車の更新に係るもので、充当率は90%であります。

2行目、消防庁舎建設等事業の限度額は2億7,120万円です。この内訳としましては、令和2年7月補正予算で債務負担行為を設定しました消防署南分署建設工事に係るものが限度額2億3,870万円で、充当率は100%であります。もう一つが消防署東分署庁舎建設工事に向けた実施設計業務に係るもので、限度額は3,250万円で、充当率は90%であります。

起債の方法、利率、償還の方法については各事業ともそれぞれ記載のとおりであります。

合計の欄、起債の限度額は4億2,250万円であります。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入について、主なものをご説明申し上げます。なお、これからの説明は款項目につきましてはそれぞれ左側のページを、節、説明欄につきましては右側のページをごらんいただきたいと思います。

1款分担金及び負担金1項負担金は、市町村負担金であります。総額26億8,000万4,000円で、前年度に比べ68万2,000円、0.03%の減であります。主な増減額の理由は、消防職員人件費に係る消防費負担金の増及び衛生債の償還完了に伴います公債費負担金の減により相殺したものとなっております。

2款使用料及び手数料2項手数料は1億8,792万2,000円で、前年度に比べ1,267万2,000円、6.3%の減であります。

2目衛生手数料1節清掃手数料、説明欄最下行、事業系一般廃棄物処理手数料1億6,890万円は、前年

度に比べ1,263万円、7.0%の減であります。

10ページ、11ページをお願いいたします。説明欄1行目、家庭系一般廃棄物処理手数料1,635万円は、前年度と比べ15万円、0.9%の減であります。

3目消防手数料255万5,000円は、前年度と同額であります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目消防費国庫補助金5,637万円は、前年度に比べ4,155万2,000円の増であります。1節消防費補助金、説明欄の緊急消防援助隊設備整備費補助金は、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車購入に係る補助金であります。

4款県支出金1項委託金1目消防費委託金は60万6,000円で、前年度に比べ2万円、3.4%の増であります。1節消防費交付金、説明欄の事務処理特例交付金は、群馬県知事より権限委譲された事務処理に対する県からの交付金であります。

5款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は62万6,000円で、前年度に比べ292万6,000円、82.4%の減であります。主な減額の理由は、1節利子及び配当金、説明欄1と2行目の財政調整基金利子及びふるさと市町村圏基金利子の減によるものであります。

2項財産売払収入1目1節物品売払収入は45万9,000円で、消防車両等の更新に伴い、車両1台の売払いを見込んだものであります。

7款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金3,844万7,000円は、しらゆり聖苑管理事業、一般廃棄物処理施設整備推進事業、クリーンセンター管理事業、運動場管理事業、消防庁舎建設等事業及び消防自動車等購入事業に充当するものであります。

2目ふるさと市町村圏基金繰入金は220万4,000円で、ふるさと市町村圏事業費に充当するものであります。

12ページ、13ページをお願いいたします。8款1項1目繰越金は、前年度と同額の1,000万円であります。

9款諸収入2項雑入2,848万7,000円は、前年度に比べ1,287万円、31.1%の減であります。主な減額の理由は、有価物売払収入及び再商品化委託戻戻金の減によるものであります。説明欄2行目、有価物売払収入1,623万6,000円は、清掃センターで資源回収するスチール、アルミ、破碎不適物の売払収入を見込んだものであります。4行目、再商品化委託戻戻金544万4,000円は、日本容器包装リサイクル協会から再商品化委託料の一部が還元されるものであります。5行目、高速自動車道救急業務支弁金484万円は、関越自動車道におきます救急業務に対し、出場件数、人口係数等により算定されるもので、東日本高速道路株式会社から支払われるものであります。

10款組合債につきましては、4ページの第2表、地方債において説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

14ページ、15ページをお願いいたします。3の歳出についてご説明申し上げます。説明につきましては、説明欄の二重丸で表記してある事業の中で主なものをご説明させていただきます。1款議会費は137万9,000円で、前年度に比べ3,000円、0.2%の増であります。

2款総務費は1億5,139万3,000円で、前年度に比べ137万1,000円、0.9%の減であります。1項総務管理費1目一般管理費は、給料、職員手当、共済費を計上しておりますが、これ以降各款におきまして同様

の職員人件費を計上しておりますので、人件費の総額をここでご説明させていただきます。職員数は、職員183人、再任用職員4人、パートタイム会計年度任用職員4人、合計で191人で、前年度に比べ職員は3人の増、再任用職員は4人の減であります。職員人件費は、児童手当を除き総額14億3,639万8,000円、前年度に比べ1,469万3,000円、1.0%の増であります。主な増額の理由は、消防職員数の増による給与、手当等の増であります。

16ページ、17ページをお願いいたします。説明欄下から3段目、人事給与システム事業は、人事及び給与管理に関するソフト等の借上料が主なものであります。

18ページ、19ページをお願いいたします。説明欄2段目、派遣職員給与費は、構成市町村からの派遣職員の給与等の負担金であります。

3段目、財務会計システム事業は505万9,000円で、ソフト及び機器一式等を賃貸借し、会計事務の効率化、合理化を図るものです。前年度に比べ273万円、117.2%の増であります。主な増額の理由は、サーバー等ハードウェア一式を更新購入するための増によるものであります。

4段目、庁舎管理事業は、組合庁舎を維持管理する経費であります。

5段目、情報機器整備事業は、主に事務局、消防本部のネットワークサーバーのリース及び保守管理に係る経費であります。

20ページ、21ページをお願いします。2項ふるさと市町村圏事業費1目活動事業費265万9,000円は、ふるさと市町村圏基金の運用益を活用して行う事業で、前年度に比べ436万5,000円、62.1%の減であります。主な減額の理由は、情報機器等整備事業を総務管理費に振り替えたことによるものであります。説明欄1段目、広報事業は、組合事業の情報提供やPRのため、圏域内の世帯等に年1回広域だよりを配布します。

2段目、防火活動推進事業は、圏域住民の防火意識の高揚を図るため、防火啓発ポスターの購入及び防火ポスターの募集を行います。

3段目、広域イベント助成事業は、渋川青年会議所が開催いたします広域駅伝大会に対し補助金を交付し、圏域住民の交流を図ります。また、圏域住民の安全、安心を守る消防団の活動支援を目的に、群馬県消防協会渋川支部に補助金を交付します。

4段目、グリーンフラワー事業は、関係市町村が実施する緑化事業及び花いっぱい運動事業に対し助成を行います。

3款衛生費は10億2,347万2,000円で、前年に比べ2,576万3,000円、2.5%の減であります。

22ページ、23ページをお願いいたします。1項1目保健衛生費は3,611万8,000円で、前年度と同額であります。説明欄1段目、在宅当番医制事業は、地域の初期救急医療体制として休日における内科、外科及び耳鼻科の診療に対し渋川地区医師会に補助するものであります。

2段目、歯科在宅当番医制事業は、休日における歯科診療に対し渋川・北群馬歯科医師会へ補助するものであります。

3段目、病院群輪番制病院事業は、2次救急医療として5病院の輪番制により、毎夜間及び休日の診療に対して運営費を補助するものであります。

2日夜間急患診療所費は2,802万7,000円で、初期救急医療体制として毎夜間午後7時から11時までの間、内科、外科及び小児科の診療を行うための経費で、前年度に比べ5万1,000円、0.2%の減であります。説

明欄 2 段目、夜間急患診療所管理事業は、4 行目、診療業務委託料等でございます。

3 目火葬場・斎場費は6,203万5,000円で、しらゆり聖苑に係る経費で、前年度に比べ99万4,000円、1.6%の減であります。主な減額の理由は、備品購入費の減額によるものであります。説明欄、しらゆり聖苑管理事業は、広域組合と指定管理者との責任分担に基づき、広域組合が負担する経費であります。1 行目、修繕料は、機械、電気設備等20万円を超える修繕に係る経費であります。4 行目、測量設計委託料は、借地である周辺緑地帯の返還に向けた測量業務委託経費であります。5 行目、指定管理料は、平成31年度から令和 5 年度までの 5 年間のうち令和 3 年度分に係る指定管理料でございます。6 行目、借地料は、周辺緑地帯に係る民地の借上料であります。7 行目、工事請負費は、火葬炉の良好な運転を保つため、計画的に火葬炉等補修工事を行うものであります。

2 項清掃費は 8 億9,729万2,000円で、前年に比べ2,471万8,000円、2.7%の減であります。1 目ごみ処理施設費は 7 億1,735万8,000円で、清掃センター及び最終処分場等におけるごみ処理に係る経費で、前年に比べ4,066万2,000円、5.4%の減であります。主な減額の理由は、焼却処理施設維持管理事業及び埋立処理施設維持管理事業の工事請負費の減によるものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。説明欄 2 段目、清掃センター管理事業、5 行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕を行うものであります。7 行目、手数料は、排煙測定、ダイオキシン類測定及び放射性物質濃度測定等を行うものであります。9 行目、委託料は、清掃センター運転管理業務のほか、施設の保守管理に係るものでございます。最下行、工事請負費は、計画的に行っている不燃ごみクレーン、灰クレーン補修工事を行うものであります。

3 段目、焼却施設維持管理事業、説明欄 1 行目、消耗品費は、主にダイオキシン類削減対策等に係る薬品等であります。2 行目、修繕料は、計装設備流量計の交換を行うものであります。3 行目、委託料は、焼却灰等の運搬業務、塩化水素濃度計保守点検業務及び中央監視制御装置等の保守点検に係るものであります。4 行目、工事請負費は、計画的に行っている焼却設備補修工事及びごみクレーン補修工事を行うものであります。

4 段目、粗大施設維持管理事業、説明欄 2 行目、委託料は、可燃性ガス検知機等保守点検に係るものが主なものであります。3 行目、工事請負費は、粗大処理施設補修工事を行うものであります。

5 段目、埋立施設維持管理事業、1 行目、消耗品費は、小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。4 行目、工事請負費は、小野上処分場水処理施設の補修工事及び榛東処分場の原水槽水中ポンプ等補修工事を行うものであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。1 段目、最終処分場維持管理事業、1 行目、消耗品費は、エコ小野上処分場の水処理に係る薬品等であります。4 行目、委託料は、エコ小野上処分場の運転管理業務のほか、施設の保守管理等に係るものであります。なお、運転管理業務委託については、令和 2 年10月補正予算で債務負担行為として今年度競争入札をした結果、年額で前年対比184万8,000円の削減効果がありました。

2 段目、リサイクルセンター施設維持管理事業、2 行目、委託料は、リサイクル品再商品化業務に係る委託及び施設保守管理に係るものであります。

2 目ごみ処理施設周辺整備事業の800万円は、清掃センター及びエコ小野上処分場の地元への交付金で、

前年度と同額であります。

3 目し尿処理施設費は 1 億 6,597 万 2,000 円で、環境クリーンセンターにおけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る経費で、前年に比べ 998 万 2,000 円、6.4% の増であります。主な増額の理由は、破碎機修繕料及び 3 年に 1 度の精密機能検査業務委託料と工事請負費の増額によるものであります。

説明欄 3 段目、環境クリーンセンター管理事業、1 行目、消耗品費は、し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る薬品等であります。

28 ページ、29 ページをお願いいたします。説明欄 1 行目、修繕料は、機械、電気設備等の修繕及び破碎機等の修繕を行うものであります。5 行目、委託料は、し尿処理施設運転管理等業務のほか、沈砂等の運搬、処分業務に係るものであります。6 行目、調査委託料は、3 年に 1 度実施している精密機能検査業務委託に係るものであります。下から 2 行目、工事請負費は、酸素製造装置等の定期的な補修工事及び前処理機器補修工事並びに二次処理設備等補修工事を行うものであります。

4 目一般廃棄物処理施設整備推進事業費は、新規に追加した目でございます。596 万 2,000 円で、一般廃棄物処理基本計画策定に向けた経費で、前年度に比べ皆増となっております。説明欄、一般廃棄物処理施設整備推進事業、1 行目、委託料は、一般廃棄物処理基本計画策定支援業務であります。前回策定した計画が令和 3 年度で 15 年間の終期となるため、次期基本計画を策定するものであります。

4 款労働費 1 項労働諸費 1 目職業訓練センター費は、渋川職業訓練協会が渋川地区高等職業訓練校を運営するための補助金と組合が施設維持管理を行うための経費で、158 万 6,000 円は前年度に比べ 11 万 2,000 円、6.6% の減であります。

以上で歳出の 1 款から 4 款までの説明は終わります。5 款消防費につきましては、消防長から説明いたします。

議長（田邊寛治議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） それでは、引き続き 5 款消防費についてご説明申し上げます。

同じく 28 ページ、29 ページをお願いいたします。1 項消防費 19 億 5,597 万 2,000 円は、消防、救急体制の維持、強化及び災害時等の対応に係る経費で、前年度に比べ 4 億 3,501 万 5,000 円、28.6% の増であります。1 項消防費 1 目常備消防費は 14 億 3,518 万 4,000 円で、前年度に比べ 212 万 2,000 円、0.1% の増であります。主な増額の理由は、職員人件費、職員健康管理事業、消防庁舎管理事業、業務用備品管理事業及び救急事業の増によるものであります。

30 ページ、31 ページをお願いいたします。説明欄 3 段目、職員研修事業は、消防職員の群馬県消防学校入校、消防大学校専科教育及び職員の資格取得研修等の経費であります。

4 段目、救急救命士養成事業は、救急救命士の新規養成、気管挿管病院実習及び薬剤投与病院実習等に係る経費であります。

5 段目、職員健康管理事業は、B 型肝炎等の抗体検査、予防接種及び隔日勤務者を対象に特定業務従事者健康診断を行う経費であります。

6 段目、消防庁舎管理事業は、庁舎の施設及び装備品等を適切に管理するための経費であります。

32 ページ、33 ページをお願いいたします。1 段目、車両維持管理事業は、消防車両に係る修繕、定期点

検及び車検等の経費であります。

2 段目、業務用備品管理事業、6 行目の事業用備品は、消防用ホース、化学防護服、墜落制止用器具及び高度シミュレーター等の購入に係る経費であります。

3 段目、職員被服貸与事業は、制服等の貸与及び火災現場等における隊員の安全を確保するため、防火衣の更新を行う経費であります。

4 段目、救急事業、1 行目の消耗品費は、救急隊員が使用する感染防止用品等に係る経費であります。3 行目の医薬材料費は、傷病者に使用するもので、各資材、酸素ガス及び酸素マスク等に係る経費であります。4 行目の委託料は、応急手当指示委託料及び特定保守管理医療機器点検委託料等に係る経費であります。

6 段目、消防共同指令センター運営事業は、高崎市・安中市消防組合ほか 5 一部事務組合消防指令事務協議会の運営負担金であります。

34 ページ、35 ページをお願いいたします。2 目消防施設費は 5 億 2,078 万 8,000 円で、前年度に比べ 4 億 3,289 万 3,000 円の増であります。増額の理由は、消防自動車等購入事業における車両購入費及び消防庁舎建設等事業に伴う工事請負費の増によるものであります。

説明欄 1 段目の消防自動車等購入事業は、車両更新計画に基づき老朽化した災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車を更新する経費であります。

2 段目、消防庁舎建設等事業、2 行目の測量設計委託料は、消防署東分署建設工事実施設計業務委託及び消防署西分署建設工事基本設計業務委託を行う経費であります。3 行目の工事請負費は、消防署南分署の建設に係る経費であります。5 行目の庁用備品、6 行目の事業用備品は、消防署南分署新庁舎建設に伴い、庁舎に配置する備品を購入する経費であります。

以上で 5 款消防費のご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 続きまして、6 款からご説明を申し上げます。

34 ページ、35 ページをお願いいたします。中段になりますが、6 款教育費 1 項保健衛生費 1 目体育施設費は、渋川地区広域圏運動場の運営管理に係る経費で 189 万 3,000 円、前年度に比べ 134 万 4,000 円、244.8% の増であります。主な増額の理由は、運動場内に植栽されている桜剪定業務委託料の追加によるものであります。

7 款 1 項公債費は 2 億 8,706 万 5,000 円で、前年度に比べ 4,743 万円、14.2% の減であります。1 目元金は 2 億 8,014 万 1,000 円で、前年度に比べ 4,666 万 9,000 円、14.3% の減であります。説明欄、元金償還金は、組合債 24 件分であります。

2 目利子は 652 万 8,000 円で、前年度に比べ 76 万 1,000 円、10.4% の減であります。説明欄 2 段目、利子償還金は、組合債 33 件分であります。

36 ページ、37 ページをお願いします。8 款 1 項 1 目予備費は、前年度と同額の 500 万円であります。

なお、38 ページ以降の給与費明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書につきましては、後ほどごらんいただくことで説明は省略させていただきます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお
願い申し上げます。

議長（田邊寛治議員） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） 28、29ページでありますけれども、3款4項一般廃棄物処理施設整備推進事業費と
いうのがありまして、委託料、これは一般廃棄物処理施設整備推進事業というので設計という話がありま
したけれども、現状がどうであって、これから設計をして、広域圏で進めようとしているものがどうい
うものを想定しているのかをお尋ねいたします。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 一般廃棄物処理基本計画は、構成市町村におきます一般廃棄物処理に係る長期的視
点に立った基本的な方針を明確化するものでありまして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1
項で作成義務が定められているところでございます。なお、今回予算を計上いたしました支援業務委託と
いうことで、支援内容につきましては本計画につきましてはごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画で
構成されており、過去の実績をベースに今後15年間で予測して作成する計画であります。未来の部分に関し
ては、統計学等を用いた予測になり、職員で作成するのが困難であるため、実績を組合職員で作成し、予
測を業者に依頼する形の支援業務委託となっているところであります。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 今のこの社会においてこの一般廃棄物の処理施設の処理方法等、先を見据えてのこ
とというのは国を挙げての将来計画もあります。そういう中で、いま一つ私のほうに見えてこないの
ですけども、もう少し形ある格好というのですか、全体像は無理ですけども、もう少し国が基本理念の上
にこんなものを造ろうとしているのかなというのが見えてくるともっと分かりやすいのですけれども、
多額の金を使うわけですから、もう少し丁寧な分かりやすい説明ができたらと思いますけれども。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 今回予算に計上しました一般廃棄物処理基本計画ですが、これは施設整備等に係る
ものでなく、先ほど私が答弁の中で申し上げたとおり、これから15年先を見据えた中で一般廃棄物の処
理をどのように行っていくかという長期的視点に立った基本的な方針を明確にする計画でありまして、こ
の計画を策定した後に、今度は実際の個々の施設整備等に向けました地域計画というものはその次の段階
で策定していくものでございます。

議長（田邊寛治議員） 13番、角田喜和議員。

（13番角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） ただいま上程されています令和3年度の予算の中で2点ほど質疑をさせていただき
たいと思います。

1つは、29ページ、小池議員と同じところになりますが、先ほどの説明では基本策定の計画をつくるという、これから15年間ということでありましたが、長期的計画並びに地域計画をつくると、具体的にこの間の実績は職員でつくるといふことですが、基本策定の中身の見直しというのは考えているのでしょうか。例えば今一般廃棄物でも燃えるごみと燃えないごみ、危険物等々分けておりますが、それをもう少し細かく分別をするような、リサイクルをもっともっと進めるといふか、そういうこともこの中でしっかりと基本策定に組み込む計画でいるのか、具体的などころをもう少しお示しをいただけないでしょうか。お願いいたします。

続きまして、消防施設の関係になりますが、35ページであります。35ページの2段目、消防庁舎建設事業の中の東分署については令和2年度から基本設計、それから用地等々の検討も入っていますが、今回西分署ということでありました。西分署は伊香保町のところだと思いますが、それについて新たな建屋だけではなくて、場所だとか、そういうことも含めての基本設計になるかと思うのですけれども、その辺のお考えはどのようになるのかお示しをいただければと思います。

以上、2点です。よろしくお願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 藤岡事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 基本計画の中の今後のごみ処理に向けた計画等の関係でございますが、一般質問の中でもごみの減量化、それからごみの分別収集等の一般質問が行われているということで通告を受けているところですが、この基本計画の策定に向けては構成市町村におきます衛生担当課長等や実際の衛生担当者による勉強会を既に行っているところでございます。その中では、プラスチックのリサイクル品目を増やせるよう、当組合と構成市町村の衛生担当者による勉強会を行う中でごみの減量化に向けた取組をスタートしているところでございます。そのような中で、群馬県知事等も環境省及び経済産業省が推進しているプラスチック資源の一括回収方針等も出されるところでありますので、そういった現在の社会情勢、これから人口推計等を見ながらのごみの収集等に関する基本計画、それから一般廃棄物の処理計画づくりを進めていければと考えております。

議長（田邊寛治議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 先ほどの消防庁舎建設事業の東分署、西分署の関係でご説明をさせていただきます。

東分署においては、現在地での建替で計画を進めております。消防機能を維持しながらの建設となることから、隣地であります民有地の農地を分筆して約850平米を購入いたします。拡張した部分に消防庁舎を建設し、その後旧庁舎を解体し、機能維持を図ります。ですから、令和3年度の東分署の関係は実施設計の業務委託になります。

それから、西分署ですけれども、西分署においては適正配置調査報告書、これは平成26年に行ったものなのですけれども、こういったものを踏まえながら消防車両等の運用効果が高い場所を検討してきました。その結果、伊香保地区への主要幹線へのアクセスが良好で、伊香保温泉への災害対応力が低下しない用地を検討しております。伊香保ビジターセンターから市道炭附街道へ抜ける外環道が整備されておりますが、こちらと炭附街道が交差する伊香保中学校南の渋川市の市有地で検討しております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 1点目は、一般廃棄物処理施設整備推進事業ということで施設整備となっているので、やはりそのところが施設ではなくて今後15年間の分別収集とか、そういう部分でという説明があったかと思いますが、この事業名だちょっと分かりづらかったので、改めて確認しますが、これは今行われている収集する組合だとか、そういったところに今委託しておりますけれども、基本的にはその策定の中で同じ業者になることがあるとしても、分別収集を細かくしていく、そういう部内での協議会の中でもそういった具体的なことが出てこない、今までどおりでいいやということではなかなか進まない。今全国的に言われているのは、先ほど答弁でもありましたように、プラスチック系ごみはリサイクルというのは分かりますが、それ以外のところがいま見えこないし、細かくする場合については住民への周知をすることも必要になるかと思うのですが、その辺のところはどうなのでしょう。実際に今行われているのを見ると、家電だとかそういったもの、リサイクルで渋川市では集めていますけれども、最終的には名目はリサイクルでも、実際には攪拌処理をして埋立に回っているというのが実態な部分があるのです。やっぱりそういったところを細かく見てできるものは再利用にしていく、そういう観点で今後の15年間で基本策定していくのでは必要だと思います。これは、今後の基本策定の中で具体化していただきたいと思うのですが、そのところを再度お願いをいたします。

庁舎建設事業の関係については、東分署は民有地をあの場所に庁舎を建てて、庁舎を解体した後にあそこは駐車場並びにいろいろな署員の方が訓練を行う場所になるということは承知をしております。その辺は分かりました。西分署の関係で再度お聞きしますが、今ある場所から若干東に下に大分下がってくる中で、冬場の雪の時期だとかいろいろな部分で見ると、今伊香保町はとても主要道路もそうですし、中が狭いという部分で見るとどうなのか、もう少し小回りの利くような対応も含めて、位置はともかく、そこが最適地だということであれば私もどうこうはないのですけれども、この間無人のホテルの火災等々起きて、延焼は食い止められたこともありましたけれども、そういった部分についてしっかりと計画と同位置からの出動状況等々も鑑みてどうなのか、改めてもう一度見解を消防長のほうにお願いを求めておきたいと思っております。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 私からは、令和3年度で策定いたします一般廃棄物処理基本計画の計画の内容ということでご説明したいと思います。

この計画ですが、一応ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画の2つで構成されております。ごみ処理基本計画には、ごみ処理に関する基本資料などの収集、整理、それからごみ処理の課題の抽出、整理、それからごみ処理基本計画の基本方針のほか、ごみの発生量や処理量の見込み、ごみ発生抑制の方策、分別収集の種類、分別区分などです。また、生活排水処理基本計画は計画策定に係る基本資料などを収集、整理、生活排水の排出状況を将来予測し、し尿処理人口の予測、し尿、汚泥の計画処理量等の推計などを盛り込んだ計画としますので、先ほど議員のご質問がありました分別収集、それからごみの減量化、抑制方策等についてもこの計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

(消防長福田浩明登壇)

消防長(福田浩明) 西分署の移転先について、ちょっと不安があるというご質疑だったかと思います。現在の西分署から建設を計画しております伊香保中学校南の場所については、実測ではちょっと測っていないのですけれども、約500メートルぐらいの距離の移動かと思います。これについては、先ほどもお話ししました適正配置調査の結果を踏まえて、この位置であれば伊香保温泉街には影響が出ないだろうということで適正位置を検討してまいりました。それから、西分署のポンプ車については小型化を図っておりますので、伊香保温泉街の狭隘な道路でも進入箇所が増えるような形となっております。それから、はしご車の関係ですけれども、はしご車が進入できないようなところについては事前に特殊の警防計画をホテルであるとか密集地、そういったものも全て事前の警防計画をつくって迅速な活動ができるような対応で準備をさせていただいております。

議長(田邊寛治議員) ほかにご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田邊寛治議員) ご質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第6号の討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田邊寛治議員) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田邊寛治議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

休 憩

午前11時50分

議長(田邊寛治議員) 休憩いたします。

会議は、午後1時に再開いたします。

再 開

午後1時

議長(田邊寛治議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第9 一般質問

議長（田邊寛治議員） 日程第9、一般質問を行います。

申し合わせ事項により質問の時間は答弁を含めて1時間以内といたします。質問の形式は、1回目は一括質問方式で、2回目以降は一問一答方式とし、回数の制限はいたしません。質問の方法は、1回目は登壇をお願いいたします。2回目以降は自席でお願いいたします。答弁は、登壇して行うことといたします。

通告の順序により発言を許します。

渋川広域消防本部における、救急救命の取り組み。

9番、安力川信之議員。

（9番安力川信之議員登壇）

9番（安力川信之議員） 渋川消防本部における、救急救命の取組について、一般質問を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響が1年を経過いたしました。これまで全国的な非常事態宣言が発出され、現在も東京都を初め、一部地域で2回目の非常事態宣言が発動しております。現在県下の医療機関では、徐々にではありますが、逼迫度の度合いの減少が確認できます。医療従事者の献身的な活動によるところが大きですが、そうした中その最前線で健闘しているのが消防隊員の活躍です。私たち住民もその活動の一端の情報を共有すべく、一般質問を行います。

まず、救急の出動件数、現場到着時間の推移、医療機関への収容などどのように変化をしているか伺います。また、コロナ下での医療機関への収容、その対応、また医療機関からの搬送、いわゆる転院搬送の実態についてをお伺いいたします。

2問目以降からは、具体的な質問をさせていただきます。

議長（田邊寛治議員） 福田消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 救急体制の現状について、それから転院搬送の現状についてというご質問にお答えさせていただきます。

消防本部では、計7台の救急車を保有しており、本署と4分署で5隊の救急隊が救急活動を実施しております。令和2年度から消防本部の警防課に救急係を新設し、平日の昼間に日勤救急隊として6台目の救急車を運用しております。令和2年の救急件数は4,904件であり、前年と比べると717件減少しました。現場到着時間は10.3分、病院収容所要時間は42.9分でした。救急件数減少の要因として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により不要不急の外出が減り、けがをする方が少なくなったことや、緊急性のない救急要請が減ったことが考えられます。救急件数の過去10年間の推移は、令和2年を除き、平成24年に5,000件を超えてから年々増加傾向にあります。救急活動に関する時間では、過去5年間の推移ですと現場到着時間は0.3分、病院収容所要時間は2.4分延びております。これらの理由として、現場到着時間の遅延は新型コロナウイルス対応のため情報収集や隊員の感染防止対策によるものと思慮されます。現場到着時間が遅延することにより、必然的に病院収容所要時間が遅延しますが、全ての事案において感染防止対策のさら

なる徹底が求められ、搬送先医療機関から求められる情報も増えたため、全体的に遅延しております。

コロナ禍における医療機関の救急収容状況ですが、群馬県で運用している群馬県統合型医療情報システムの感染症患者応需情報機能により新型コロナウイルス感染症疑い傷病者の受入れの可否について検索ができますので、たらい回し等は発生しておりません。

また、転院搬送の現状についてでございますが、令和2年の転院搬送件数は559件であり、前年の597件と比べ38件減少しております。救急車の適正利用の観点から、総務省消防庁及び厚生労働省の連名により転院搬送における救急車の適正利用の推進についてが平成28年3月31日付で発出され、群馬県救急医療体制検討協議会、渋川地域メディカルコントロール協議会の順で検討がされました。その結果、平成29年9月に渋川地域転院搬送ガイドラインが渋川地域メディカルコントロール協議会で制定され、渋川地域の医療機関から転院搬送する場合は運用されております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安カ川信之議員） それでは、2問目を質問いたしますが、救急の搬送時間、今コロナ禍でコロナの疑いがあれば防護服をもう一着というか、もう一重着たりとか、情報収集のための時間がかかるという現状がよく分かるところであります。さらに、15年前と比べてどうなっているかということ、現場到着時間が約4分悪化というか延びていますし、医療機関への搬送も約10分以上15年前と比べれば長くなっているということから鑑みれば、大変厳しい救急現場の活動をしているのかなというふうに思うところであります。転院搬送について、渋川の医療機関と広域でもしっかりとガイドラインを組んだ上での動きをしていると聞くといいのですが、中には例えば救急搬送されたけれども、自分の近所の病院がいいとか、またドクターとの折り合いが悪くて診療に対する不信感があったので転院をしたいということで、医療機関から119番通報されて転院されるといういわゆる自己都合による転院搬送は、私は貴重な医療資源である救急車をそのような形で使われるのはあまりにもよくないのかなと。ガイドラインをもっともっと遵守すべきだと思っています。その前にもしっかりともう一回医療機関とか医師会、または消防、救急隊員の声も聞きながら、そういう機関の設置をもう一重渋川広域医療体制の中での転院搬送の在り方をすべきだと思いますが、その見解、550件以上あるので、1日1.5件ぐらいある、これアベレージですから、ひよっとすると一度に2つ、3つの医療機関からの救急搬送の要請があれば救急車が出払って、本来重篤な方々に対しての救急活動が遅れてしまう可能性がある中で、その辺の転院搬送について厳格なガイドラインをしっかりと一回やるべきだと思いますが、ご意見ご見解はいかがですか。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 今お話がありました転院搬送の関係ですけれども、現状の渋川地域転院搬送ガイドラインですけれども、原則緊急性がない場合は消防救急車の搬送は行っておりません。緊急性があり、かつ以下の消防救急車による転院搬送の要件を満たすものに限って消防救急車で搬送しますが、自院で所有する車両や認定を受けている患者等、搬送事業者の適切な利用をお願いしているところであります。これは、先ほどお話ししたとおり、平成29年9月に作成したガイドラインですので、今後渋川地域メディカルコントロール協議会であるとか、そういった関係機関との協議する場の中でさらに前進するような形で検討、協議をしていきたいと考えております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） ぜひガイドラインというか、要は基本的には医療機関側の問題だと思うのです。そのガイドラインがしっかりあったとしても、いきなり高崎市で119番通報して転院なのだけれどもと言われるとなかなか断れないでしょう、現場とすると。だから、医療機関側がしっかりと意識を高く持たないと、私たちの医療資源である救急車の活用をしっかりと今後も訴えていかないとなかなか変わっていかないのかなと。介護タクシーを使うもよし、民間の救急車もいいし、家族が対応することができる場合もあるので、その辺は取扱いをしっかりと今後も重ねて対応すべきだと思いますので、ご対応をお願いしたいと思います。

次に、バイスタンダーの考えについて伺いたいと思います。バイスタンダーとは、その場に居合わせた人が救急活動に参加をするということで、救急車の到着が渋川広域では20分以上かかるのは3%以上あるわけで、一分一秒を争っている救急現場ではその場に居合わせた人が心拍、胸骨圧迫、いわゆる心臓マッサージとか止血とか、そういう対応をすべきことが大事だと思います。そのためにもいきなりは多分絶対できないので、救急救命講習、講座があるわけで、その辺の取組を渋川広域としてどのような救命講習を行っているのか、実績について伺います。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） バイスタンダーへの取組についてのご質問でございますが、当消防本部では応急手当て講習会を開催し、応急手当ての普及啓発を実施しております。渋川広域管内において、新規の新型コロナウイルス感染者が確認された日から14日間は講習を中止しております。令和2年度は講習会が開催できない状況が続いたため、応急手当ての必要性や実施方法等についてのDVDを作成し、講習会を希望する事業所等に配付し、普及啓発に努めているところでございます。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） コロナ禍で集まって、上級や普通やいろいろな救急救命講習会は、なかなか現実的な対応は非常にしにくいかなと思っています。その意味でDVDを作っているということではありますが、ならばしっかりと動画配信もできるわけで、オンライン救急救命講座とか、オンラインによることはすぐできると思いますが、そうすれば自分が見たいときに自宅で見れるわけですし、それで意識も高くなるので、そういった形でDVDを貸し出すこともそれはそれで必要かと思いますが、改めて今回動画配信みたいな形で検討すべきと考えますが、ご見解はいかがですか。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） オンライン講習会の実施についてのご質問でございますけれども、議員のおっしゃられるとおり、先ほどもお話ししましたけれども、新型コロナウイルスの感染症の関係でいろいろな行事、講習会等が制限されている中で、今後は応急手当てをより多くの方々に普及啓発するためにユーチューブ等のウェブの活用についても視野に入れて検討していきたいと考えております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） DVDを貸し出して、そこが密になるということもあり得ますので、しっかりと

具体的にユーチューブと言っていましたので、ユーチューブや様々な媒体を通してオンラインとか動画、インターネットを活用した救命講習をしていただければと思っています。

次に、救急医療情報キットの事についてお伺いをしたいと思います。この救急医療情報キットというのは、自分の身体状況とかかかりつけ医さん、または様々な状況を書き込んで、それを筒に入れて冷蔵庫に保管するというのが一般的な考えであります。広域を含め、構成している渋川市、吉岡町、榛東村の対応はそれぞれどのように救急医療情報キットの活用をされているのか、お示しいただきたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 救急医療情報キットの現状、それから各市町村の対応状況についてというご質問でございます。救急医療情報キットの現状、活用についてでございますけれども、救急要請場所に救急医療情報キットが設置されている場合は消防署の情報管理係が出動救急隊にキットが設置されている旨を伝え、救急隊は救急現場で傷病者が話せないなど、救急活動に必要な情報収集ができない場合に活用しております。救急現場に傷病者本人しかおらず、その方の家族や関係者がいない場合は確かに情報が全くないため、救急医療情報キットの情報を基に搬送先の選定ができ、効果を上げているところでございます。この救急医療情報キットの各市町村の対応状況ですけれども、救急医療情報キットについては渋川市と榛東村から情報提供を受けております。渋川市からは、新規設置者について年2回情報提供があります。榛東村からは、年1回の情報提供のほか、追加や削除があった場合その都度情報提供をしていただいております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） それぞれ救急医療情報キット、名前、呼び方もいろいろ様々ですが、ただ本当の意味で統一化をされていないと思います。それぞれの行政団体が3つあるわけですが、助けに行く広域消防というのは1つのものが動くわけで、それぞれの自治体で様々な取り組み、大枠は多分同じ取組なのだけれども、若干の違いがあると思います。そういった形で、今の渋川市であれば2,500件以上もありますが、今後渋川広域消防組合というか、本部としても、広域組合としてもしっかりと同じ対応をすべきだと考えます。3市町村、それと医師会とか歯科医師会、薬剤師会、介護職の多職種がしっかりともう一重さまざまな形で同じものを取り扱うことが必要と考えますが、その辺の統一について渋川広域消防本部としてご見解があれば伺います。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） 救急医療情報キットの統一的な考え方、それから各市町村、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護関係などの連携による救急医療情報キットの見直しということでございますが、今後の運用や記載内容についても現状に合ったものへと関係各機関と連携、協議をしながら進めていきたいと考えております。

それから、統一的な考えについてですけれども、渋川市から提供を受けている救急医療情報キットの情報は出動救急隊の車載タブレットに現在救急現場到着前に事前に送信することができているため、今後吉岡町や榛東村とも調整していきたいと考えております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） ぜひ統一の方向で、今まであったやつは全部なしねというわけにはいかないでしょうから、今後の取組としてやっていただきたいと思います。先ほど消防長からもお話があったように、渋川市では平成27年の10月から渋川消防本部に個人情報渡しますよと同意を得た方々に対しては医療キットの内容をデータ化をして、救急要請があった時点で救急車に転送されるというシステムが平成27年10月から行われています。全国初の取組として大変注目を浴びているところなのですが、現場の救命士さんからの話を聞いたところによると、いち早く情報がもらえて対応できるということが非常に有効だというお話も聞いているところです。例えばとして、脳疾患の疑いで意識混濁した方が119番通報されたときに、まずさっき言ったように脳疾患を疑うわけですが、もし仮に糖尿病という既往症があれば糖尿病による低血糖なのかという疑いも選択肢に入れるので、そこに到着してから冷蔵庫を探す前に救急救命士さんの中ではそういうイメージができる。あとは聴覚障害の方に対しては、聞こえますかとかしゃべれますかと聞いたときに当然聞こえないし、しゃべれもしないのだけれども、事前に聴覚障害ということがあればボードを使ったりとか、様々なコミュニケーションの取り方が事前にできるということで、私は大変とてもいいことだと思っています。そういう意味で、渋川市が2,500件ぐらいやっていますが、吉岡町、榛東村もしっかりとそこに加わっていただければと思います。本日副管理者として吉岡町長、首長さん、榛東村長さんがいらっしゃいます。その他の団体に手を突っ込むわけの質問ではないのですが、今後こういう形で吉岡町さんも榛東村さんも一緒にできるほうが救急隊としてもとてもありがたいと思いますが、その辺お二人の副管理者から今後の動向というか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 今の話の中に吉岡町は現在加わっておりませんが、今後提案いただいた内容を消防本部と調整して、また吉岡町としての仕組みづくり、導入に向けて検討していきたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 今吉岡町長のほうから話がありましたけれども、吉岡と言ったので、吉岡、榛東同じでございますので、柴崎町長のある意味追加をさせていただきます。本当に本部のほうからいい提案、これからまたやるという答えがありましたので、本当に我々もいいことだと思っています。検討させていただきます。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） 榛東村の場合は、救急医療情報キットがありますよというデータは来るのだけれども、それはもう分かっている、せつかくそこまでやるのならば内容まで転送できるようなことを、もう一段の手間をかけて、消防側からもかかるわけですが、しっかりと取組をできればなと思っていますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、リビングウィルの取組について伺いたいと思います。リビングウィルというのは、判断能力があるときに自分の終末医療、要は延命するかしないかを含めてどのような形で尊厳ある死を迎えるかということの意思表示をすることをいいます。リビングウィルのことは、この国は法整備されているわけではないのですが、リビングウィルで延命をしないというふうに意思表示をされて文書化されていて、それに対

して医療機関がそれに従って法律を犯したという事例は今のところないわけでありますので、こういう形で自分の最期をしっかりと自分で決めたいという方々がたくさんいらっしゃる現実もなっています。現状は119番通報があればなかなかその取組が書いてあったとしてもどこからどこまでできるかとなっていない、かかりつけ医さんに確認する、もしくはかかりつけ医さんとの連絡が取れなければ通常の救命態勢になってしまって、本人はこのままという思いがあったにもかかわらず、ずっと管とかにつながれて、生命自体を本人の本意ではないところで延ばされてしまう部分もあるわけであります。渋川広域消防本部としてこういったリビングウィルの取組についての見解、または具体的な取組をお示しいただきたいと思えます。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） リビングウィルの考え方と取組み、あとは現状の課題等についてでございますけれども、救急隊の心肺蘇生を望まない傷病者への取組については、救急隊の現場での混乱を避けるため、渋川地域メディカルコントロール協議会に承認していただいて、心肺蘇生を望まない傷病者への対応フローチャートを令和2年3月から暫定的な対応として運用しております。しかし、先ほどもお話がありましたように、救急現場においては蘇生を望まない意思表示がある場合でも曖昧なものが多いため、救急隊は救命活動を最優先しながら、情報収集についても慎重に行わなければならないのが現状であります。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安カ川信之議員） なかなかここはシビアな問題になっているわけでありますので、命をどう扱うかというところにも結局行き着いてしまいます。なので、広域の住民に対してしっかり終末医療の取組、命の関わりみたいなところについてしっかり積極的に周知をしながら、ある意味渋川広域モデルを確立してリビングウィルの考え方を住民に対して明確化する必要があると思えますので、今後検討していただければと思います。

次に、ドクターヘリについて伺います。群馬県では、平成21年2月から前橋赤十字病院を基地病院としてドクターヘリの運行を始めました。出動件数は、平成21年当時、スタートは323件から令和元年度は865件と右肩上がりが増えていきます。ドクターヘリの運用状況について、またランデブーポイントとって、救急車とドクターヘリの待ち合わせ場所になるランデブーポイントなのですが、その辺の広域としての対応状況はいかがでしょう。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） ドクターヘリの運用状況についてのご質問でございます。令和元年度の渋川広域管内のドクターヘリ要請件数は127件、出動件数にあっては86件であり、要請件数を平成30年度と比べると61件減少しております。

それから、広域圏内でのランデブーポイントの状況でございますけれども、渋川広域管内には92か所のランデブーポイントが登録されており、渋川市は75か所、吉岡町は8か所、榛東村は9か所でございます。この登録数については、群馬県内11消防本部中4番目の多さとなっております。参考に群馬県内の消防本部ごとの登録数でございますが、高崎消防局については113か所、太田市消防本部については106か所、前

橋については95か所、そして渋川が92か所、多野藤岡が91か所、利根沼田が84か所、富岡甘楽が70か所、館林が62か所、桐生が60か所、伊勢崎が46か所、吾妻が36か所となっております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安カ川信之議員） ランデブーポイントについては非常にきめ細やかな、校庭とか公園とか電線がない場所みたいな制約がありますが、できるだけポイントをつくったほうがより救急車との接合点になりやすくなりますので、さらにこれでよしとしないで、できるところを見つけていただきながら対応していただきたいと思います。

ドクターヘリの最大の弱点は夜間飛べないし、悪天候でも飛べないという最大の弱点があるわけで、それに代替するためとしても注目されているところはドクターカーということになっています。県内では、前橋赤十字病院と群大附属病院がある前橋市が2か所でドクターカーを運行しているし、高崎市や高崎広域消防局としては高崎総合医療センターを核にしています。また、太田記念病院では試験的にやっていたけれども、コロナで止めています。こういった中で、渋川広域消防本部としてドクターカーの必要性についてどのような見解をお持ちなのか伺います。

議長（田邊寛治議員） 消防長。

（消防長福田浩明登壇）

消防長（福田浩明） ドクターカーについての必要性のご質問でございますが、救急現場への早期医療介入のため、群馬県ドクターヘリと連携しているところでございますが、先ほどもお話がありました、現在では荒天時や夜間においてはドクターヘリとの連携はできないため、ドクターカーについては有効と考えております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安カ川信之議員） 渋川市では、ドクターカーの導入に向けた検討会を立ち上げて進めています。渋川医療センターを核として検討を進めている現状で、今はコロナ禍で止まっていますが、渋川医療センターは問題があるというか、三次救急病院でもないし、当然ERないし、救命医や総合診療医が不足していますので、渋川医療センターをステーションにしたドクターカーというのは現実的ではないと私は思っています。そこで、群大病院をパークステーションにしている前橋ドクターカー群大というのは今実質的にあるので、これに近接地であります吉岡町、榛東村など近くですし、当然渋川市も近くでありますので、ここのドクターカー群大に渋川広域として一緒に混ぜてもらおうということが私は現実的なのかなというふうにも思っています。問題とすると、前橋医療圏と渋川北毛医療圏は違うし、また救急指令の体制が高崎共同指令と前橋局で持っていますし、それぞれ2つでなかなか問題もあるところではありますが、しっかりとこの問題は多分政治が解決できることだと思いますので、365日24時間の運用体制を構築して、あるものに渋川広域は乗っかるということが非常に現実的だと思っています。こういうことを広域としてしっかり加わるべきと思いますが、管理者、渋川市長でもありますが、広域の全体の命を守るという視点からもこの渋川広域組合としてもしっかりとこういうドクターカーの導入に向けての考えを管理者のお立場として伺いたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 安力川議員からドクターカーについて、群馬大学をワークステーションとして参加をしてはどうかというご提案がございました。救命救急については、特に脳疾患、心疾患、発症から30分が生命の生死を分ける大きな境目であると言われております。一刻も早く医療介入ができるようにすることがこの地域の救命率を上げることに繋がります。そういう中にありまして、ドクターヘリとドクターカーを併用して、あるいはドクターカー単独でこういう救命救急に当たるということは大変重要なこととございます。昨年2月3日だったと思いますけれども、渋川市においてドクターカー導入検討委員会を設置いたしました。メンバーは、渋川医療センター、そして渋川地区医師会、それから渋川広域消防、そして行政、この4者でありますけれども、渋川地区医師会長が会長になりまして検討を始めたところでありまして。その後先ほどのご指摘のようにコロナになってしましまして、それぞれの医療現場が逼迫しておりますので、この検討も今中断しておりますけれども、今後コロナの終息に合わせてまた再開をしていきたいと思っております。何よりも渋川地区は前橋医療圏に近接しておりますので、群馬大学を中心としたワークステーションを至近に参加するということは大変有効な方法であると思っております。ご提案の趣旨も含めて、この渋川市のドクターヘリ、ドクターカー導入検討委員会等において検討してまいりたいと思っております。あわせて、北群馬郡、榛東村、吉岡町とも連携をしながらこの取組を検討してまいりたいと思っております。

議長（田邊寛治議員） 9番。

9番（安力川信之議員） 管理者というよりも渋川市長の立場であれば、渋川医療センターをステーションにしたいなというお気持ちは強いのだと思いますが、私は現実的でないなと思っております。ない袖は振れないということもありますので、多分医療センターは現実的でないので、しっかりと今やっている群大がありますので、吉岡町も隣ですし、榛東村もそうです。渋川市も近いわけでありまして、ぜひドクターヘリとドクターカーの重層的な救命体制を整えばより一層救える命が救えられるはずですので、前に進めたいと思います。ドクターカー群大は、令和元年度では1日平均12件月に出動しているぐらい、やっぱり多いわけでありまして、初動にドクターが介入することは非常に救命率を高めますので、ぜひぜひ前向きな一歩前進の取組をするべきだと考えます。渋川広域消防本部は、北は北海道から南は沖縄まで、全ての都道府県の消防関係者に対して研修や講習などを行っている、全国にはない消防本部であります。また、本を作ったり、メディアにも数多く紹介されているところでもあります。非常に私たちにとっても誇りのある消防本部であります。しかしながら、進歩を止めてしまうと、努力を止めてしまうとあっという間に追い越されてしまうと思っております。追い越されているかもしれない。だからこそしっかりと、まだまだ頑張れる余地がいっぱいあると思っておりますので、今後の渋川広域消防本部に期待を込めて一般質問を終わります。

議長（田邊寛治議員） 以上で9番、安力川信之議員の一般質問を終了します。

通告の順序により、エコ小野上処分場建設に係る検証と契約について。

13番、角田喜和議員。

（13番角田喜和議員登壇）

13番（角田喜和議員） 通告に基づき、一般質問を行います。

エコ小野上処分場建設に係る検証と契約についてであります。エコ小野上処分場の建設については、当

初契約平成24年11月30日、第1回の変更契約が平成26年7月25日、工期延長並びに請負変更契約、2回目は工期終了間際の平成26年12月19日です。この増額変更をした工事内容について、どのような経過であったのか、またその手続はどのように行われてきたのか説明を求めます。

細部については、自席に戻り質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 吉田事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） それでは、エコ小野上処分場建設工事です。これについては、工事名が当時（仮称）渋川地区広域圏一般廃棄物最終処分場建設工事としてなっていましたけれども、現在名前はエコ小野上処分場となっておりますので、以降エコ小野上処分場という形でお答えさせていただきます。

先ほどの当初契約につきましては、平成24年11月30日に臨時会においてご議決いただきまして、それ以降内容の変更がございまして、平成26年7月25日に第1回増額変更契約ということで議会の中で資料を提示し、議員の皆様にご議決いただきまして契約が成立しております。次に、第2回につきましては平成26年12月22日ということで、ここにおきましても同じく資料を提示しまして、議員の皆様にご議決いただいたとなっております。

平成26年7月25日の第1回変更契約につきましては、変更内容につきまして、まずインフレスライド、物価上昇に伴います変更、それがありまして、次に地盤改良工につきましては支持層が変化しました関係上、くいの本数の変更です。あと、それに伴いまして、水の不足したものがありません。また、あと悪天候がありましたものですから、補強土壁工事におきましてセメント改良工事等を行っております。そのほか鉄骨工事に仮設足場の変更も行っております。大体そのような変更を行いまして、ご議決いただいております。

第2回目の12月19日の変更につきましては、第1回目にはなかった部分についてのインフレスライドの変更を行って、第2回増額変更契約となっております。それぞれ協議書の取り交わし等を行いまして仮契約を締結し、議会の議決をいただいて本契約になったように記憶しております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 増額変更された工事内容及びその手続、細かいところはどうだったのかと質問をいたしました。これについては、過去において質問したときの中身、その羅列がされただけであります。具体的中身はどのような手続を取ったのか、いつやったのか、こういったことが全く示されていないではないですか。打合せしました。増額変更された工事内容の手続及びそれについて詳しく聞きますよと。

1つずつ聞きます。インフレスライドについては、いつ契約、決定、これを行っているのか、再度お願いをいたします。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 2回の変更を行いまして、インフレスライドは2回とも変更に関わっております。インフレスライドにつきましては、当初契約を結んだときから物価上昇がありますので、どこを基準日にするかということがまずあります。基準日が平成26年4月1日を基準日とし

ております。インフレスライドにつきましては、平成26年2月1日からインフレスライドをかけられるような状況は県から通知を受けていますので、平成26年4月1日からです。4月1日に基準日を設けた理由としましては、出来高工事というものを平成26年3月31日に行いますので、その時点で残工事というものが確定いたしますので、書類上も確定いたしますので、平成26年4月1日にスライドの基準日設定というものの協議を行っています。それに合わせまして、工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更協議というものがあります。それは、引き続き4月1日の中で行っておりますが、ここではこのときの第1回増額変更契約のときスライド額というのを相手方に提示いたします。税抜き額でこのとき808万円でした。この金額につきましては、先ほど説明しました第1回増額変更契約、平成26年7月25日にご議決いただく増額変更の中に含まれている増額金額となります。7月25日の第1回増額変更につきましては、税抜きで6,318万円という金額を増額いただきましたが、この中に工事の変更分ということで5,510万円、スライド額としては808万円、その合計を7月25日の議会でご議決いただいたところです。もう一回、12月19日の変更につきましても同じようにインフレスライドを行っております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今の説明ですと、4月1日付で残工事に基づいて契約をしたということ、契約変更議決をしなくてはならないではないですか。変更契約をして、それで初めて契約が成立するわけです。変更契約をいつしているのですか。変更契約なくして議会議決はできないのです。お願いします。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほどの第1回変更契約、7月25日にご議決いただいた契約ですけれども、7月25日の議会でご議決になりますが、平成26年7月2日に変更起案書を作りまして、同日付で仮契約を行います。平成26年7月25日の議会において本契約となっております。先ほどから出ているスライド基準日の設定、スライド協議書につきましては、スライドにつきまして基準日を設定したとスライド額を受注者にお示しするという書類になっていきますので、変更契約につきましては平成26年7月25日に締結しております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そうしますと、7月2日ということですが、契約して2週間以内に契約をなさないとこのインフレスライド条項の中に記されております。4月1日を基準とすれば、4月1日から2週間の間にこの契約をしておかなければならないのです、インフレスライド条項を見ますと。それが7月2日にやったという、7月2日に仮契約を結んだということを今話されました。7月2日に契約するので、4月1日までは遡っての契約は不可能なのです。契約してから2週間以内に議会議決をせよとあるのです。基準日は1日であっても、4月1日ならば、その基準日の2週間以内に済ませなさいという、見ているでしょう。だから、そこが、課長、違うのです。そこがこの契約の中でいうところの不自然なところあるのです。なおかつ見ますと、組合の管理者による公印を押した日付、これについては7月7日に組合管理者による契約をする、そしてそれについては仮契約を結んだということですが、7月2日に全体の数字が確定して仮契約をするので、7月2日に数字の確定は出ないのです。7月2日に契約の数字が分かって仮契約を結んだ、では7月7日に契約は公印を押したことによって

実際のインフレスライド計算を役所が始めたということは7月7日に始めたと解釈すべきではないですか。そうすれば、7月2日にその数字は確定していないのに何でそれができるのですか。それで、7月25日に議会議決したわけでしょう。7月7日に契約の数字が確定したのに何で7月2日にそれ以前にその数字が分かるのですか。教えてください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） インフレスライドの手続の流れとなります。工事請負契約書第25条第6項、インフレスライド条項運用マニュアルというのが当時国土交通省から出ています。この中に実施に伴う契約上のフローが示されております。受注者から請求を受けまして、14日以内に基準日の設定を行います。協議を開始しまして、14日以内にスライド額を決めます。そのスライド額が先ほど説明した税抜きで808万円という金額になっています。スライド契約につきましては、それとは別に変更契約時にその金額ができることになっておりますので、これは説明しました今インフレスライド条項の運用マニュアルに記載されております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今運用マニュアルに書いてあるということでありましたけれども、工事請負契約書第25条第6項、平成26年1月国土交通省大臣官房技術調査課から運用マニュアルが出ています。どこにそのことが記されているのですか。教えてください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 今の運用マニュアルのどこかというのは、具体的なページでよろしいでしょうか。9ページにフローが出ているのですけれども、ちょっとこのインフレスライド条項、これ平成26年1月に発行されたものを私手元に置いてあるのですけれども、多少ページ等は変わるかもしれないのですけれども、手順等は変わっていないと思います。フローに記載されているとおりでございます。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） このフローの中でいえば、請求日から7日以内、スライド協議開始の通知を出すと、14日以内にやると、発注者から受注者に通知を出す、こういう中でスライド額の案が算定されるのです、そこで。そこでスライド額の出来高確認をして、残工事を推定して、スライド額を確定してそこで算定がされるのです。その算定が7月2日に算定をする、それから議会議決をするなんていうことは発注者と協議書を取り交わしているのが全然違うではないですか。2か月以上ある工事について、スライド協議開始して14日以内にスライド額は確定せよとあるのです。7月2日に確定して、それは4月1日に遡っていいなんて書いていないよ。課長が説明したのは全く違うよ。こういう状況があります。その中でこればかりやっていけないので、それを指摘しておきます。その中でこの辺の関係で再度私の主張、このとおりに今説明しましたが、私の説明、ここに書いてあることは正しいと思いますが、課長、どうですか。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 質問がどういった感じのことか、ちょっと理解できなかったのですが、インフレスライド条項マニュアルにのっとってインフレスライドを運用し、工事契約約款に基づいて契約を締結しました。なおかつ1億5,000万円以上の工事ですので、議会のご議決をいただいて本契約となったという手続を行った次第であります。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） ですから、これについては契約約款の第25条第6項に基づく変更について出された手続については、14日以内にきちんとスライド額を確定して契約をしなければならないとあるのです。その変更契約をいつしたのか、協議した記録はどこにあるのかしっかりと示してください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 第1回変更契約、平成26年7月25日ですけれども、先ほどから説明しているとおり、ここに808万円のスライド額が含まれております。先ほどから、まず基準日を決めるということは発注されたときに設計された金額と平成26年4月1日、そこでの物価上昇の差を計算するものですから、それ以降の残工事に対してどれほどインフレスライドがかかったかという計算をいたします。基準日をずらさない限りは、基準日はもちろんずらしていませんけれども、ずらさない限りは金額は変わりません、どこで計算しても。そういうことで、まずスライド協議ということで808万円を4月1日の基準日絡みのところで相手にお知らせするための通知であって、平成26年4月2日に変更起案書というのを作る段階で変更工事の積算、そこにインフレスライド額を足して全て検算等をして議会にご議決いただく書類を出す前には、そこで変更額というのを全て検算等間違いのないようにしたものにして変更契約をかけていますので、4月1日付という書類になりますけれども、あくまで4月時点でスライド額というのは協議しているだけです、変更契約は7月2日の仮契約日から議決までの間の手続となっています。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） そのことを言いますと、スライド額の協議を開始して14日以内にスライド額を確定するのです。ですから、7月2日を4月1日に遡ることはできないのです。それが基準日はともかく、基準日ではなく、スライド確定を14日以内に確定させてスライド変更契約をなさないとあるのです。私は、きちんとこれは遡って契約はできないということを指摘をして次に行きます。

この中で3回の増額変更が行われましたが、この変更協議の、今インフレスライドのところをやりましたが、ほかの工事について水の問題、それから地盤改良の問題、悪天候のための不順のためのスライド工事、任意仮設等々ありましたが、私は工事の打合せ簿を見させてもらいましたが、それが無い、また協議した記録が見当たりませんが、いつこの辺の協議がされているのか、いつだったのかお示しをいただきたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 第1回変更契約のときでよろしいでしょうか。平成26年7月25日の第1回変更契約のときです。すみません。先ほどちょっと書類が見当たらなかったものですか

ら、もう一度答えさせていただきます。

変更の詳細ですけれども、1つ目におきましては地盤改良工事です。着工前に施工箇所において調査ボーリングを行ったところ、設計図書に想定した支持層よりも深度が深い部分であることが判明したため、建設工事請負契約約款第18条第1項4号に基づきまして、地盤改良機械の攪拌機、直径が2.5メートルのものを予定していたのですけれども、1.6メートルに変更しまして、施工本数は905本から1,485本に変更しております。造成工事で地盤改良工についてということで、平成25年3月22日に工事打合せ書の取り交わしをしていると記憶しております。

2つ目ですけれども、補強盛土工事におきまして当初現場の掘削土を盛土材として施工する計画でしたが、豪雨の影響により盛土材の含水率が上がりまして盛土材としては不適合となったことから、建設工事請負契約約款第18条第1項5号に基づきまして、現場発生土にセメント系の固化剤を添加した盛土材とする施工に工法を変更しております。これも、造成工事の中で平成25年6月28日で現場発生土盛土使用についてということで文書が取り交わされております。

インプレスライドにつきましては、先ほどから説明している平成26年4月1日に基準日を決めたりしている一連のやり取りになっております。

あと、工期変更です。当時豪雨とか豪雪、記憶している方も多いと思うのですけれども、大雪のときでしたから、これに悪天候に伴いまして工期末を平成26年9月30日から平成26年12月22日まで延期しました。これにつきましては、平成26年3月3日に工期延期ということで書類のやり取りをしております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） おのおの盛土工、それから工期、その他、今説明がありました。この変更協議した記録はしっかりと残っているのですね。今日程はいつしたということでありましたが、工事打合せ簿になかったのですが、協議した記録はしっかりと残っているのですね。その確認だけさせてください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 工事書類につきましては、現在組合事務所のほうで保管してありますので、ちょっと莫大な量になりますので、2階のほうで保管されています。今の日付は、ちょっとこちらに控えてあるのですけれども、工事書類を見ながら控えたので、間違いのないと思います。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 契約の関係で次に質問をしますが、平成26年7月25日に議会議決した、この際に平成26年の公印の使用記録簿によりますと、小野上処分場の工事監理業務委託変更契約が行われております。この契約はいつ結ばれたのか、契約書を取り交わしたのか、増額変更、その他の工事の関係ですから、お調べしてあると思いますが、お願いをいたします。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 公印使用簿で今確認していただいているものにつきましては、先ほどから説明しています工事請負契約約款第25条第6項に基づく請負代金の変更協議というスライド協議の中の書類となっていますので、先ほどから言っている4月の決裁日になっていて、これは契

約ではございませんので、協議書です。協議書について7月7日に公印を使用したということです。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 協議書ではないのです。小野上の処分場工事監理業務委託変更契約が行われていますねと聞いたのです。監理業務委託変更契約ですから、監理業務ですから、当然当時の日本環境工学設計事務所、設計会社との契約ではないかと思うのですけれども、これが変更契約、いつ契約が結ばれているのかと質問をしたのです。再度お願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 工事監理業務委託、業務委託のほうですね。平成26年7月25日に伺いを取りまして、契約締結当日、7月25日です。公印使用につきましては、10月14日に使用しております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） おかしいではないですか。3か月も後に公印、契約書の判こをついているのです。契約書の判こをつかなければ相手に契約書を渡せないのです。契約書というのは、後でいいよね、3か月後に渡すから管理だけしておいてくださいと、そんな契約はないのです。7月25日に契約をし、契約書を取り交わして、判こをついたのが10月14日、それこそ公文書偽造ではないか。こんな契約が交わされるわけないのだ。契約書というのは、相対で取り交わして、相対同じものを持って初めて契約が成立するのです。こんな契約の取り方があるわけない。それができるのだったら何でもできるよ。何で7月25日にこの処分場の工事監理業務委託契約、これは工期が延長になったり、いろいろな事業が約6,800万円増えた、これについて改めて契約をし直したのでしょうか。なぜ10月14日に判こを押しているのだ。理由を説明してください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 建設工事のほうにつきましては、平成26年9月30日が工期でした。工事監理につきましては、平成26年10月15日が工期でした。当然12月22日まで工期延期していますから、連動して工事監理の業務委託についても工期延期をすることとなります。事務的には10月15日の工事監理の契約が切れる前に契約書の押印を使用しておりますが、この原因日というのが7月25日の議会議決で工期延期されたことが原因日になっていきますので、書類上は7月25日の議決日を起案日として契約日としております。押印につきましては、契約が切れる前に使用して契約書の取り交わしを行っております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） この際の、こういう公共工事ですから、きちんと登録をしなければならない一つの手続なのです。これについて、公共工事の工事の実績データはコリンズ登録に登録をします。また、業務の実績データはテクリスというところに登録をします。過日の2月15日のエコ小野上処分場建設に伴うスラグ碎石の調査及び契約手続に関する特別委員会が開かれました。その中で質問いたしましたらば、コリンズ登録はしなくてもいいのだと、それは任意だからいいのだということでありました。これについての

登録はされていますか。どうですか。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） この工事におきまして、コリンズ登録につきましては竣工時の登録と途中で代理人が替わったこと、工期延期、増額変更等の登録がありまして、最後に竣工登録というのを行っております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今言われましたコリンズ登録の関係については、その都度その都度登録をする、そのことを言われました。そうしますと、今回のこの工事監理委託変更契約、これは業務の変更契約ですから、登録されるはずですが、いつ登録しましたか。お願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほど質問はコリンズということだったのですけれども、今の質問というのは業務委託でテクリスのほうのことでよろしいでしょうか。業務委託については、このときには登録の対象になっておりませんので、登録しておりません。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） この（仮称）渋川広域市町村圏一般廃棄物最終処分場建設工事に係る工事提出書類一覧表、この中に契約時、また変更時に提出する書類というのがうたわれています。500万円以上2,500万円以下、これについては変更時、竣工時に登録は不要、それ以外のときについては金額変更時、その他変更された時点で2週間以内に登録を行う、これも一方的な登録ではなく、発注者が受注者に指示を出して、または受注者が発注者に確認を取って、それで登録をする、こういうふうに書かれております。なっております。この7月25日の工事について登録がされておりましたが、なぜ登録がされなかったのか、10月になって、これも1度以前質問しておりますが、こういった契約書に基づいてやるべきことがやっていない、こんなばかな話がこの間にされてきたのです。忘れていました、指示しませんでしたでは通らないのです、この問題は。どういふことでそうなったのか、いま一度端的にお示してください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほどちょっとテクリスのことを言ってしまったのですけれども、コリンズのほうでよろしいです。工事の実績登録となります。まず、契約との関連性もありますので、契約につきましては契約請負工事約款に基づいて行いますので、コリンズがしていないから契約が成立しないとか、そういうことはありませんよということは特別委員会の中で私お答えしたつもりであります。コリンズにつきましては、群馬県、県の土木工事標準仕様書の中で登録するように記載されているものとなっております。業者の実績登録ですから、必要に応じてやることになっております。平成24年12月22日の日に受注登録を行いまして、7月31日、代理人が退職に伴う変更を行いまして、7月25日に議決いただいた分については遅れまして10月20日と任意工期変更、10月23日に変更増額、平成26年12月22日に完成し、25日に完成検査を受けましたので、平成27年1月7日に竣工登録を行いまして、受注登録から

竣工登録までは行いました。7月の原因に対して10月に行われたという登録につきましては、平成26年のことですので正直記憶にありません。よく覚えておりません。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） この関係については、以前私も質問しました。小池議員も質問をいたしました。契約書がなかったのです。10月20日に小池議員と一緒に契約書を見せてくれと行きましたよね。そしたらば、契約書が現場の飯場というのでしょうか、休憩室のロッカーに保管されていて、今組合の事務所がない、担当者が鍵を持って出て行ってしまったのでない、こういう話でしたよね。こんな大事な契約書を、組合の事務所に保管するのではないですか。どうですか。お答えください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 先ほど質問している内容については、私はその場にはいませんし、内容については一切知りません。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 吉田課長はその当時いなかった、私はいたかないかを聞いているのではないのです。こういった契約書そのものを、大事な文書を本来組合のしかるべきところに保管しておかなくてはならないのではないのですかと聞いたのです。その当時どうだったかではないです。契約書そのものはきちんと管理している組合のところに保管されてあるべきものではないですか、こう聞いたのです。そのとおりです、違いますか。教えてください。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） 契約書につきましては、事務所内で保管してありますけれども、常にそこにあるかといいますと支払いとかいろいろところで内部も回覧しますし、保管という意味では事務所の中でしっかり保管しているというふうに記憶しております。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 大事な書類というのは、庁内、組合の中でしっかりと保管、管理されるというふうに考えているということで理解していいですよ。いろいろな文書の保管については、そういうところできちんと管理されていなければならない問題でした。それで、登録について10月20日に登録をされました。それから、工期延長が10月20日にされました。そして、増額変更が10月23日にありました。本来ならば同日に7月25日から2週間以内にされるものが忘れていたでは済まないと思いますし、なぜ20日と23日になったのか、不自然さが残ります。このコリンズ登録への指示は、当時の吉田課長が監督員でいましたから、吉田課長の指示の下に業者にコリンズ登録をしてくれという指示を出したから、業者は登録したんだと思いますが、それについては間違いはないですね。

議長（田邊寛治議員） 事業課長。

（事業課長兼環境クリーンセンター所長吉田 浩登壇）

事業課長兼環境クリーンセンター所長（吉田 浩） コリンズ登録につきましては、受注者が登録をしまして、仮登録ですけれども、その内容を確認して本登録になるという流れとなっております。このとき2回

に分かれてやったこと、工期変更と増額分というのが2回に分かれてやったことというのは手続上は受注者のほうでやるものですから、2回に分けた理由はちょっと私は今分からないのですけれども、あと遅れた理由についても、その時の手続についても現在6年ぐらい前の話ですから、細かいことについては覚えておりません。

議長（田邊寛治議員） 13番。

13番（角田喜和議員） 今質問しているのは、過去の検証、そういったもので質問をしておりますが、これも今質問を初めてするのではなく、過去においても何度か質問をしている、そのところを改めて時系列に検証をさせていただいております。この中で、やはり起案文書を遡って起案したり、不自然さが残る中でコリンズ登録も本来の手続が行われずここまで来たというような、本来の手続にあるまじき登録がされていたり、不自然さが残っております。こういった問題は、ほかの委員の皆さんが聞いていてなかなか理解できない部分もあるかと思えます。これについては、また特別委員会のところで質疑をすると同時に、改めて中身についてしっかりとしたところで議論をしていきたいと思えます。

今日はこのような状況で質問は終わりにさせていただきますが、最後に管理者のほうに伺っておきたいと思えます。これについては、過去の問題、今は管理者でその責任の所在を引き継いでおりますけれども、前任者から始まった問題です。これについてももうこれで過去のことからいいのではなく、事実は事実しっかりと精査、調査して、しっかりとした内容にしていきたいと思っておりますし、その辺について管理者の考え方を聞いて質問は終わります。お願いいたします。

議長（田邊寛治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 事務の適正化については、私たち公務員はしっかりと法令にのっとって処理をしなければなりません。特に文書の保存等につきましてはきちんと保存すると。そして、これまで過去のことについてもしっかりと検証して、不適切な点があればそれは今後に生かしていかなければならないと思っております。引き続き、適正な事務処理に努めてまいりたいと思えます。

議長（田邊寛治議員） 以上で13番、角田喜和議員の一般質問を終了します。

通告の順序により、1 ゴミ減量化。2 スラグ撤去。

14番、小池春雄議員。

（14番小池春雄議員登壇）

14番（小池春雄議員） それでは、通告に基づきまして質問いたします。

まず、第1点目でありますけれども、ごみの減量化についてであります。菅総理は、2020年10月26日、臨時国会の所信表明で温暖化効果ガスを全体としてゼロにする、2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会を目指すと宣言しました。過日NHKスペシャルで「地球のミライ」温暖化は新フェーズへ暴走する温暖化「脱炭素」への挑戦」という特集番組を放映していました。脱炭素化社会の実現は他人事ではなく、私たち一人一人の問題であります。将来に対する私たちの責任です。地球温暖化が進むと海面が上昇し、地球の多くが水没し、また砂漠化が進みます。大陸の水がかれ、作物の収量も多く減ると言われております。このようなことを念頭に置き、これからの広域行政も実施をしていかなければならないと思っております。先進地では、ごみを出さないための施策を掲げ、実施している自治体も増えております。

ごみの脱焼却、埋立ゼロを目指し、ごみゼロを宣言しているまちがあります。このまちは、刺身のつまとか、あるいは添え物であるとか、料理につく葉っぱでまちおこしをして成功した徳島県の上勝町です。私たち吉岡町議会でも先進地視察として勉強しに行ってきましたが、全国各地から視察も多く来ております。いきなりごみをゼロにしろとは言えませんが、将来の地球環境を考え、分別の細分化に対しては圏域住民の協力は得られると思います。上勝町では、現在45品目に分けられていますけれども、そこまでいなくてもできるかぎり細分化は必要だと思えます。ごみの減量化に対する考えと分別収集の細分化への今後の取組についてお尋ねをするものであります。

そして、2番目といたしまして、ごみの焼却の見直しであります。現在は、残飯も燃えるごみとして一緒に出していますが、残飯は燃えるごみのおおよそ四十数%と言われております。この残飯を燃やさず、他の方法で処理ができ、燃えるごみのリサイクルなどができれば燃やすごみを多く減らすことができると思えます。現在のままでは、31億円かけてつくったエコ小野上処分場も満杯となり、同じことを繰り返さなければなりません。半分近くある生ごみですけれども、焼却処分をするのではなく、発酵機を使いメタンガス化してガスの有効活用で発電をしている、このような施設も最近では全国で多くできております。今後においては、このような方法をぜひとも実施していくべきだと思いますけれども、管理者の見解をお尋ねいたします。この件につきましては、また副管理者にもお尋ねするかと思います。

2点目といたしまして、スラグ撤去であります。さきの議会で管理者からエコ小野上処分場への進入路に入っている鉄鋼スラグ含有量と溶出量でも基準値を大きく超えており、撤去させるとの考えが示されましたが、その後どのようなになっているかをまずはお伺いいたします。

それと、榛東村で行っていましたが以前の最終処分場、そこもボーリング調査をするという話は聞きましたけれども、まだその結果等も聞いておりませんので、これに対する結果もお尋ねをいたします。

議長（田邊寛治議員） 高木管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員のごみの減量化についてのご質問にお答えいたします。

ごみの減量化は、家庭から排出されるごみの分別による廃棄物の減量と資源化の推進が大変重要な課題であります。ごみの処理、処分を中心としてごみ処理体制から3Rを中心とした循環型の処理体制へ移行し、資源の分別収集、資源化ルートの確保、またリサイクル体制の整備などを推進しておりますけれども、循環型社会を形成するためにさらなる努力が必要であります。ごみの中にはまだリサイクル可能な資源が含まれておりますので、今後分別収集や再資源化の推進により、脱炭素化社会に向けてごみの適正処理及び3Rの推進、そしてまた食品ロスの削減を進めていかなければならないと考えております。構成市町村と連携してごみ分別の細分化、リサイクル率の向上に取り組んでまいりたいと考えております。何よりもシステムと併せて、一人一人の住民の意識を変えていくということも大切だと思っております。渋川市においてはもったいない条例、いわゆる食品の無駄を省くというようなことを取り組むために市民と一緒に条例を制定して取り組んでまいりたいと思っております。渋川市だけではありませんけれども、榛東村、それから吉岡町においてもそれぞれ独自の取組をなされておると思いますが、脱炭素化社会に向けて行政と市民と事業者と一体となって取り組んでまいります。

議長（田邊寛治議員） 藤岡事務局長。

(事務局長藤岡孝広登壇)

事務局長(藤岡孝広) 私からは、2点目の質問でございます小野上処分場舗装路下のスラグ撤去の進捗状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。

平成29年度の旧小野上処分場スラグ分析調査業務委託によりまして判明しましたこの搬入道路地中に存在するスラグ碎石につきましては、組合議会議長からも早急な撤去を求める要請文書をいただいているところであります。現在大同特殊鋼株式会社の鉄鋼スラグ製品の処理に関する基本協定書に基づきまして、令和3年1月21日付で協議を申し入れたところでございます。今後個別協定の締結に向けまして、協議を重ねていきたいと考えているところでございます。

それから、2点目の旧榛東処分場埋立物調査結果について、私からご報告をさせていただきたいと思っております。旧榛東処分場の埋立物調査では、六価クロム化合物とフッ素及びその他化合物について土壤溶出試験及び土壤含有試験を行いました。結果につきましては、群馬県の土壤汚染対策法の指定基準と比較しても溶出量基準、含有量基準ともに基準値以下であり、目視におけるスラグ材の混入も認められなかったことの報告を受けているところでございます。

議長(田邊寛治議員) 14番。

14番(小池春雄議員) 私、今ごみの減量化について質問するので、ちょっと資料集めをしていたら、大変このごみの減量化というのは本当に範囲が広くて、いろいろなものを読んでいったらあまりにも広がり過ぎてしまって、どこから手をつけていいか分からないぐらい大きな問題なのだということを再認識をしたわけでありましてけれども。

何回かに分けて聞きたいと思っておりますけれども、まずこの広域組合でできることというのは、まずはごみの減量化というのはやっぱり分別収集です。そして、持ち出すごみの5割近く、四十数%が残飯だと言われております。この残飯に今は、相当なごみの焼却には燃料も使うわけでありましてけれども、燃料を使って焼却処分をしております。ですから、これを燃やすということは考えないで、今多く全国的に四十数か所あるようですけれども、これを堆肥化をするというのですか、大きなタンクの中に、これは残飯も入れますけれども、下水道の汚泥も入れられます。このことによってメタン発酵して、そこでできたガスを使ってその施設を運転する、あるいはそこで出たガスで発電して電気として売るといったようなことをして、小さなところでは7,000人ぐらいの人口のところから3万、40万都市までそういう方法で今いわゆるバクテリアによる、メタン菌によるガス化をして、それで処理をしていると。残るのは最後は水分だけで、本当にエコな取組をしております。現在我が広域圏でやっているのは、燃して、そして焼却灰が出て、それをまた処分するのに15年で三十数億円かかる。またこれがあと10年もすれば、今度は吉岡町の番だというらしいですけれども、また同じようなことを繰り返す。私は、このようなことがあってはならないと思っております。まず、徹底的に分別収集、そして残飯をどうするか、燃えるごみと燃えないごみ、あと分けることによって相当、ほとんど何にも出ないぐらい分別に行くのです。

それと、もう一つがリユースという考え、これもすごく広まっております。いわゆる再利用、私たちが使って自分の家庭で要らなくなればごみとして出すのですけれども、これをごみとして出すのではなくて、まだ使えるものは皆さん使ってくださいということで、そういう場所さえあればそこへ持っていけば欲しい人がみんなまたそれを使える、段ボール箱が欲しい人もいれば、いわゆる洋服でも着物でも要らなくな

ったらもう捨てる、うちの子どもが中学生を卒業したらもう今まで着ていた体育着は要らないと。そうすると、ほとんどがみんなこれ焼却処分なのです。そうではなくて、リユース、これを再利用するという考えで、そういう場所さえあれば、そこへ持っていけばうちの子どもはもう、体操着が破れたので、ここにあるからもらっていい、そういうものが自由に持っていける。また、食器でも割れたものは捨てますけれども、新しいの買ったので、この食器が要らなくなる。でも、セットでこんなにある。でも、自分の家庭で要らなくなると今まではほとんどがもうこれは危険物として出してしまうのです。そうではなくて、これもリユース、また再利用する。ですから、使えるいいものがあれば欲しい人がそれをどんどん使えるということも考えながら、資源の有効活用、リユースを行って、そして分別をして、そのことによって多くごみを捨てられます。分別をすることによって、この商品はリサイクルするとまたこういうものに生まれ変わりますよというようなことを提示していくとやはり住民の意識も変わっていきますから、私はそういう論理、やはり行政が先頭に立って進めていかないとこの問題ってなかなか解決していかないし、この問題というのは将来を生きる人たちへの私たちができることでありますから、最大のプレゼントでありますから、将来の子どもたちがそこで住める地球を残すことが私たちの義務でもあります。このようなことを放っておくと、今またプラスチックごみの問題も広まっておりまして、食べる魚のおなかの中にはもうマイクロプラスチック、こんなものがたくさんあって、女性の胎盤にさえもマイクロプラスチックがたくさん入っていると。これから本当にこの地球という、私たち人間も動物も、全ての生物がどうなるのだろうかという大きな今岐路に立たされております。2030年問題というふうに言われています。この10年の間にカーボンゼロを進めていく。車ではどんどん、どんどん新しく、化石燃料は燃やさないで新しいエネルギーを求めております。

そういう中で、真剣になって、話を広げましたけれども、まずはごみの減量化、ですから分別収集、ここはそれぞれの町村がやればいいではなくて、やはり3か市町村でこのことに共通認識を持って取り組めば私はできることだと思うのです。今でもある程度は取り組んでいるのですけれども、これをもっともっと進めて、今の2倍、3倍、5倍というふうにすることは可能だと思うのです。先ほど上勝町の例を紹介しましたけれども、コロナ禍で、そこではリサイクルもリユースもしておりますけれども、今町がやっているこのことに対して四百数十のアンケートを取りましたが、やっぱり96%を超す人たちがこのやり方に賛成だというふうに賛同しています。住民に訴えればこのことは必ず住民の方は聞いてくれると思いますけれども、このことについて、まずは分別化についてやってみようという考えに立てるでしょうか。どうでしょうか。まず、管理者及び副管理者にもお尋ねをいたしたいと思っておりますけれども。

議長（田邊寛治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 地球温暖化が進んでおります。その一番の要因は、二酸化炭素などの温室効果ガスが増えてきているということであります。そのために脱炭素社会をつくっていかねば私たちの先は厳しいものがあります。やはり人類もそうですけれども、地球として非常に厳しい状況に置かれてまいります。目的は非常に大きなもので、全て共有はできるのですけれども、さてそれをどうやっていくかという、その意識を私たち一人一人が持たなければいけないと思っています。その基本は、今小池議員がご指摘のありました分別収集を始めると、あるいは食品ロスをなくすといったことであると思っております。目的、着眼は

大きく持って、そして着手小局という言葉がありますけれども、それぞれ一人一人がそういった意識を持って取り組んでいかなければならないと思います。ただ、そういったことをシステム化して組織として動かすことが大事だと思っております。この渋川市にもペットボトルの生産をする工場がサントリーですとか、カーリットもそうですけれども、あります。そういったペットボトルにつきましても、ペットtoペットというような処理の仕方、いろいろな新しい処理方法もありますので、そういったことについて皆さんが共有して取り組んでまいりたいと思います。何よりも渋川広域は一体ですので、市民、村民、町民、みんなでこの問題に取り組んで、ごみ減量を進めてまいりたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 柴崎副管理者。

（副管理者柴崎徳一郎登壇）

副管理者（柴崎徳一郎） 今管理者のおっしゃるとおり、これからの新しい時代に即した循環型社会構築に向けて3市町村で連携して取り組んでいけたらと思って、また協議に臨みたいと思っております。

議長（田邊寛治議員） 真塩副管理者。

（副管理者真塩 卓登壇）

副管理者（真塩 卓） 先ほど市長、あるいは町長のほうからいろいろありました。その前段として、もちろん小池議員のほうから本当に細部にわたる、こういうことが大切ではないかな、私も聞きながら本当にそのとおりで。しかし、これを実現するために、小さく言えば渋川市、吉岡町、榛東村で同じ方向で本当にやれるのかどうか、まずそういうことを首長同士で話し合って、みんなでいろいろの話があるでしょうと、しかし少なくとも首長だけでもそういう、先ほど角田議員もいろいろな問題の話がありましたけれども、小池議員の言うとおりで、これを3人で始めたら必ず反対というのか、いろいろ金がかかりますので、いろいろ出てくるかと思えます。1人でやってもちょっと難しいのではないかなと思えますので、またいろいろ群馬県知事も2050年ですか、2030年ですか、ゼロにするというような話ありますけれども、そちらのほうからもいろいろ出てくるかと思えます。少なくともこの渋川北群馬で何か話合いができればなというように思えます。そのときには皆さんの力を貸してください。お願いします。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） ありがとうございます。今真塩副管理者からもありましたけれども、私今ここに群馬県の、群馬県環境基本計画2021—2030というのが出ていますけれども、群馬県もこのように、先ほど私も話した中で今そこを私引用した部分もありますけれども、本当に国を挙げて、このままではいけないのだと。では、先ほど言いましたけれども、その例の中ではそういう徹底した分別収集をしている自治体の例がありましたけれども、そこでも本当に九十数%があまり効果がないなんて言う人は本当に僅か、1桁なのです。数%なのです。ほとんどの人がやっぱりそれには協力しようと、いいことだと言っています。ぜひとも分別収集と、私はリユースというものを考えてほしいのです。先ほども言いましたけれども、それぞれの吉岡町、榛東村ぐらいの規模でしたら3か所か4か所ぐらい置いて、要するに捨てればごみですけれども、生かせば資源という言葉がありますけれども、家庭で要らなくなったものでまだ割れてもいないお皿であるとか、グラスであるとか、たくさんあると思うのです。でも、自分のうちで必要がなくなれば今は捨てるだけなのです。まだまだ使えるものはたくさんあります。どこかでもったいない宣言というのをした自治体もありましたけれども、そのところが私は大事だと思うのです。先ほど言いましたよう

に、こういう学生の、中学生が着る、女性でも男性でも体育着であったり、中学生だったら学生服ですか、こういうものもあります。しかし、古くなったものはそれはもう着ませんけれども、買ったけれどもあまり着なかったというものってたくさんあると思うのです。でも、それを今はほとんどがもう捨てているのが現実だと思うのです。また、さりとてあそこのうちのお姉さんがもう卒業したらしいから、行ってもらってこようといってもらってくるなんていう、そういうもの要らないと思うのです。ですから、どうぞ、もうちは使いませんから、これは欲しい人はどうぞ使ってくださいといってリユースという形で、それをうまくやっているのが先ほど言いました、上勝町ではこれが大変うまくいっているのです。これは、だから着るものもたくさんあります。お皿もあれば、いろいろなものがあるのです。要らなくなった廃物が。そこでも引取り手がいなかったら、それを今度は最後は廃棄物として分けて処理をする、処分をするということをしています。私は、そのリユースという考えをぜひとも、吉岡町なら3、4か所を造って、渋川市なら人口に応じてぼつんぼつんと、合併する旧の市町村単位だったらそういうところに2か所あるいは3か所ぐらい造って、すぐ捨てるのではなくて再利用してもらって、それでももう再利用する人はいませんねということになったらそれを処分するというものをして、まずはごみの減量化というものを私は図っていくべきだと。また、そんなこともするべきだと。先ほどお金がかかるという話がありましたけれども、私もさっき言いましたが、燃やしてしまうと燃やしたその灰を捨てる場所だけで、あれが31億円もかかって、それがもう15年でなくなってしまうのです。燃やすにはまたそれだけの人も必要だし、また燃やしたごみを運ぶ運搬料も必要です。ダンプが一日何回も何回も行って。でも、そういうことをしなくてもいいのです。そこに設備置いてそこで、燃やすのではなくて、先ほど言いましたごみを減らすことによって燃やさないで、そしてできれば残飯だってメタン発酵させればこれも資源になるのです。あまり先まで、ぜひともリユースという考えも広域の管理者と含めてこれから以後協議して検討していただきたいと思うのですけれども、検討ぐらいならできるでしょうか。いかがですか。

議長（田邊寛治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） リユース、大事なことだと思います。3R、リユース、リデュース、リサイクル、この3つをしっかりと実行していけば脱炭素化社会実現に向けて大きく動いていくと思います。検討ということ以上に行動に移していかなければならないと思いますので、それぞれの首長と相談しながら進めてまいりたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） リデュース、リユース、そしてリサイクル、これから考えて、やっていけるという言葉いただきましたので、次に生ごみの処理についてお尋ねをします。

現在は焼却処分をしておりますけれども、先進地事例ですと先ほど言いましたタンクの中に入れてメタン発酵させて、そのガスを利用して電気を発電して、その電気で、九州に大木町というのあるのですけれども、その大木町というのが昔は人間のいわゆる下水を、そんなに昔ではないですよ、2000年に入ってですから、海に海洋投棄していたのです。それがオランダの何とか条約というのができて海洋投棄ができなくなったと。できなくなるというので慌てて、それでどうしようかという中で考えたのが、いわゆるでっかいタンクの中に残飯であるとかし尿、汚泥をみんな入れてしまって、そしてメタン発酵させて、それで

メタン発酵するものですからガスが出ますから、そのガスを使って発電をして、その施設の電気料の大体7割を賄っていると言いました。ですから、そこで足りない部分の電気を買うだけです。そして、臭いもさほど出ないのだというところで、その処理施設、メタン発酵しているその発酵槽のすぐ隣が町営のレストランなのですけれども、結構大きなレストランなのです。そこで私たちも食事してきました。大変混んでいて、順番がなかなか回ってこなくて、50人か80人ぐらい入れる結構大きなレストランです。それが処理施設の隣にあるのです。というのは、何でそこにレストランを造ったかというところ、こういう嫌な、臭い施設だと思われがちなのですけれども、それが臭くないのです。その隣で食事できるのですから。そのためにそこでレストランを造ったらしいのですけれども、そんな新しい方法もできております。ですから、今言ったようなメタン発酵で処理施設を造っているのが富山市であるとか、長岡市であるとか、こういうところがもうそういうふうなことを行っています。また、北海道のほうでは人間の残飯とか、あとは汚水、また汚泥であるとか、あと北海道は家畜が多いですから、その家畜のふん尿をその中にみんな入れて、そして発酵堆肥を、発酵させて電気を起こして電気を売って、皆さんが心配するのは最後に水が残るけれども、どういふのかなというふうに思うでしょうけれども、この水というのを昔、農家の方だったら分かると思うのですけれども、畑のほうにため小屋というのがあって、ためが置いてあって、人ぶんですよね、最初は臭いですが、だんだん時間がたつてくると水がたまってきて、カエルが泳いだりしていたと思うので。分解が進んでしまうと臭いも何もなくなるのです。ですから、先ほど言った大木町などでは、そこでできた水分というのが、上の乾いた残飯の部分は、こうしたものは最後には肥料として使っていて、その水はもう時間がたっているものですから臭いもしませんから、発酵が進んで本当にいわゆる液肥になっているわけです。この液肥を大きな機械で希望者にはみんなまいてあげると。そうすると、この液肥ももう足りないのだと。うちの田んぼにも入れてくれ、うちの田んぼにも入れてくれというので、今足りないのですよというようなことを言っていました。そのぐらい本当にそれを有効に使ってございました。私は、ああ、この方法ってとてもすばらしいなと思って、ぜひともこんなことが我が広域圏でもできれば、戻りますけれども、先ほどお金の話がありました。このお金も焼いた後、焼却残渣、灰を捨てるだけに15年で30億円もかけるわけですから、それをかけるお金の3分の1も違うところに回したら、私は相当のものができると思うのです。灰の処分だけで30億円ですから。先ほども言いましたけれども、広域組合の焼却の担当の方にお伺いしましたら、年間に上の焼却施設で使う燃料が14万4,000リットルだそうです。14万4,000リットルの燃料を年間使うそうです。重油なのでしょうね。これだけのものを使っているのです。いわゆるカーボンニュートラルというのが要するに一番問題なのが、今私たちが生活をしていて出てくる、時世のものを回しているのですけれども、何万年前の化石を燃すことに原因があるわけです。今だったら需要と供給でくるくる回ってしまからいいのですけれども、古いものを使っているから、化石燃料を使っているから、どんどん温室効果ガスがたまっていくと。そういうことをみんな理解して、本当に安心、安全なこの地域を後世へ残そうという考えに立てば、私は焼却ではなくて、いわゆる分解、発酵という形でも、そしてガス化をするということでも十分にいけるのではないかと思います。今までのことを私は本当に繰り返したくないと思っています。そうではなくて、やっぱり新しい技術で時代に即した残飯の処理方法、そういう処理方法があれば、小さいのはコンポストというのがありますけれども、今あれのあんちゃんみたいなのでまた違うやり方なのですけれども、畳半畳ぐらいでもうちちょっと土地のある人はそ

こに残飯を入れておくだけで、そして砂を入れるだけで全く、5年たっても10年たっても全然増えないです。みんな不思議がるのですけれども、やっぱり発酵、分解というのは増えないのです。なくなるのです、入れたものが。そういうふうにと考えると、決してごみも増えないし、しかし焼却するとみんなごみの山になって、あんな大きな建物に入れたエコ小野上処分場でも15年たてば満杯になってしまって、もう次を見つけないといけないという話になっているのですから、そういう愚かなことをしないで、ぜひともやっぱり新しい技術で何とか知恵を絞って新しい方法を考えていただきたい。これは、代表である管理者にその辺の今後の広域組合の進め方であります大きなポイントになると思いますけれども、先ほどは分別収集ですけれども、生ごみのそのような形でのバクテリアによるいわゆる分解、そちらのほうにかじを切っていただければと思うのですけれども、これに対する管理者の決意をまた伺いをしたいのですけれども、いかがでしょうか。

議長（田邊寛治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 小池議員から新しい技術、いろいろな工夫で温室効果ガスが防げるということ、いろいろお話を伺いました。広域組合としても、そういったことをしっかりと研究をして取り組んでまいりたいと思います。何よりもそういった新しい技術と、そして私たちの意識と、両方相まってこの問題は解決していかなければならないと思っています。積極的に取り組んでまいります。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 管理者から力強い言葉をいただきましたけれども、ぜひとも副管理者の皆さんにおかれましても、各それぞれの自治体に行って検討することもあるでしょうけれども、やはりこの1市1町1村が協力して、同じ事業をしているのですから、一緒になってやらないと何にもなりませんから、ぜひともこれからこの3市町村がもっと真剣にこの問題に取り組んでいって、新しい形の広域のごみ処理、いわゆるリユース、リデュース、リサイクル、そして新しい形での処理方法に進んでいただくよう重ねてお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

先ほど回答がありましたスラグの撤去についてでありますけれども、大同特殊鋼株式会社と話をして、先ほどの回答ですと令和3年になったら基本協定に基づいて進めていくような話でありましたけれども、以前の話ですともっと真剣に、前向きで早くするような感触を私は得ていたのですけれども、随分話がずるずると引っ張られたというか、全く前に進んでいないのが現状かなと思ったのです。以前の10月議会では、管理者から大同特殊鋼株式会社と協議をして片づけさせますという回答があったのです。これがこのように10月から、11月、12月、1月、2月ですか、4か月たってもずるずるして前にちっとも進まないというのはどこに原因があるのでしょうか。何が駄目なのでしょう。なぜ進まないのでしょうか。そこをまず聞いておいてから次の対応に移りたいと思うのですけれども。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 議員ご指摘のとおり、実際これが初めて10月の議会の席で早期の撤去をとということで小池議員から要望が出されたところでございますが、その要望を受けまして、当組合としましてはいろいろ大同特殊鋼株式会社との協議を始めるという中で調整を進めてきたところですが、そのような中で、

先ほど私の答弁の中でもあったとおり、令和2年12月1日、広域組合議会議長よりこのスラグ碎石の早急な撤去を要望するという文書をいただいたところでございます。それを受けまして、実際まずは大同特殊鋼株式会社にこういったものも出されたということで、正式な協議を開始をする申入れをまずは大同特殊鋼株式会社側から担当者に事務局に出向いていただいて、こういうことで協議を開始したいので、ぜひよろしくお願ひしたいということで申入れをしまして、その翌日に1月21日付で協議の申入れということで正式に文書により協議を開始したという流れの中で、議員おっしゃるとおり、10月から既に3か月が経過しているのに動きが遅いのではないかとということではございますが、うちのほうもいろいろ大同特殊鋼株式会社とのやり取りをしながら協議の場を設けるという中で、そこに至って3か月が経過してしまったということでご了承いただきたいと思ひます。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 私は聞いていて、どうも及び腰なのです。あそこの3か所にスラグが入っているのはもう、大同特殊鋼株式会社がお金を出して、そして大同特殊鋼株式会社が調査をしていると言ったわけでしょう。そして、大同特殊鋼株式会社のお金で調査したのです。そしたら出てきたのが、多いところで1メートルを越す層で、含有量も溶出量も基準値を大幅に超しているわけです。そこに広域組合で頼んで入れたのではないでしょう。あれは、その時点でもう廃棄物と認定されているときに入ったのではないのですか。だから、及び腰なのではないですか。何でこれ早く撤去しろと、協議をするとかではないのです。協議の問題ではなくて、どんどん撤去してくれと。大同特殊鋼株式会社は金がないわけではないでしょう。何か自分のほうが加害者とも思っているのかね。そうではないでしょう。皆様十分承知だと思ひますけれども、管理者からそういう回答があつて、市長が撤去をさせますという回答があつたものですから、このスラグ問題調査特別委員会の中では委員会を開きまして、これは角田議員が群馬県に対しまして公文書部分開示請求をしたら、決定通知が来まして、その中には、大同特殊鋼株式会社に対してですよ、まず読みますけれども、承知していると思ひますけれども、大同特殊鋼株式会社に対しまして、「大同特殊鋼株式会社スラグ対策促進本部澁川調査チーム、依田様」ということで、「澁川地区広域市町村圏振興整備組合議長、石倉一夫。資料提供について依頼。1月17日のエコ小野上処分場建設工事に伴う碎石の調査及び契約手続に関する特別委員会において、審査の参考とするため、下記資料を依頼することに決定しましたので、提供くださいますようお願いいたします。依頼資料、別添特別委員会において使用した資料について、澁川地区広域市町村圏振興整備組合発注工事一覧、報告者、大同特殊鋼株式会社に係る使用料の欄、ダンプ983台、重量6,226トンの内訳が分かるもの」というふうにして大同特殊鋼株式会社に資料提供を求めたのです。その分かるものを。そしたら、大同特殊鋼株式会社から返ってきたのは、石倉議長宛てに大同特殊鋼株式会社環境部長、羽田進さんという方から「令和2年1月28日付の回答について」ということで、「貴職より、令和2年1月28日付資料提供について依頼を拝受しました。当社は、佐藤建設工業との売買取引に係る契約に基づき、同社からエコ小野上処分場へスラグ混合路盤材の納品記録を受領しました」と言っているのです。佐藤建設工業が大同特殊鋼株式会社に963台入れたと。こちらは、963台分の資料を出してくれと言ったら、「売買の取引に係る契約に基づき、同社からエコ小野上処分場へスラグ混合路盤材の納品記録を受領しました」と言っているのです。ということはもう、大同特殊鋼株式会社ですからね、私たちの委員会の議長宛てでこの委員会に入れましたということと、この回答はね。そうい

うことですから。ですから、これに基づいて入っているのだから、当委員会では大同特殊鋼株式会社に撤去してもらおうではないかというので大同特殊鋼株式会社に撤去を求めるといことで委員会で決定して、管理者にこのことを報告したわけです。ということなのです。ですから、私たちはこのことはもっと自信を持って大同特殊鋼株式会社に早く撤去してくださいと言えればいいのです。だから、なぜそれが遅れているかと聞いているのです。だから、弱腰になる必要はないでしょう。これがおかしいと思っている人は、私はどこかとぐるではないかと思ってしまう。だって、もう管理者が撤去をすると、そうすればその命を受けた職員が大同特殊鋼株式会社と話し合いをするのですから。もしも大同特殊鋼株式会社が嫌だと言うのなら、またそれへの対応の仕方があるでしょう。だから、その話がちっとも前に進まないことを私は問題にしているのです。というのは、今こういう決定はしましたけれども、調査特別委員会をやって、榛東村だってもう4月には任期なのです。選挙なのです。人もいなくなってしまうのです。こんな話をいつまでもやっていられないのです。渋川の市議会の方たちも、広域に出ている代表も任期もあるでしょう。それぞれの市町村にそれぞれみんな任期あるのです。ですから、できればみんな、問題があるものは早く片づけたいというのが皆さんの思いなのです。ただ、ぐずぐずしていれば喜ぶのは大同特殊鋼株式会社だけです。それを喜ぶ、大同特殊鋼株式会社の喜ぶ顔を見て喜んでる人なんているのですか。もっと真剣になって私対応してほしい。いかがでしょうか。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 小池議員おっしゃるとおり、このスラグ碎石の原因者は大同特殊鋼株式会社であるということは十分広域組合も認識しているところでございます。一応本日の現時点では協議の申入れをした段階までとなっておりますが、本組合議会2月定例会終了後、直ちにまずは原因者が大同特殊鋼株式会社であるということを前提に、組合としては撤去費用を全額大同特殊鋼株式会社負担でという内容の要望書をぶつけて、さらにこの撤去が早く進められるように協議を重ねていきたいと思っております。

それから、先ほどの質問の中で、佐藤建設工業の関係の内容については何か裁判のほうでその辺については争われている内容で、今回のこのスラグとは関連が違うように思われます。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 事務局長、これ当委員会ですよ、当委員会が大同特殊鋼株式会社に質問書って出したのです。その中に「当社は、佐藤建設工業株式会社との売買取引に係る契約に基づき、同社からエコ小野上処分場へスラグ混合路盤材の納品記録を受領しました」と言っているのです。裁判には関係ないので、これ。当委員会に出てきたものです。当委員会に出てきたのですよ。当委員会が議長を通して大同特殊鋼株式会社へ出したら、大同特殊鋼株式会社から当委員会に、佐藤建設工業からこういうものをもらったのですよ。「売買取引に係る契約に基づき、同社からエコ小野上処分場へのスラグ混合碎石路盤材の納品記録を受領しました」と言っているのです。何寝ぼけたことを言っているのですか。そんなことを言ったら話がひっくり返ってしまうよ。そんな態度でいるから、話が前へ進まないのです。先ほど言ったさっきの発言、取り消しませんか。本気ですか。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 失礼いたしました。先ほどの私の答弁は撤回させていただきまして、こちらはこちらの先ほど私が申し上げた処理に従いまして、早急のスラグ撤去を目指したいと思います。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） それでは、最後になりますけれども、管理者が撤去させると言ってからなかなか遅々と進んでおりません。今の議論を聞けば当然、私たちは被害者なのです、広域組合というのは。ですから、それに基づいて調査した結果、スラグが入っていると。ですから、撤去を求めるのは当然だと思いのです。でも、これがなかなか進みませんから、また管理者のほうから、細いところまで管理者が出ていってやるとは私思いませんから、事務方のほうへしっかりと指示をして、前に進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（田邊寛治議員） 管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 一日も早い撤去に向けて努力してまいります。

議長（田邊寛治議員） 事務局長。

（事務局長藤岡孝広登壇）

事務局長（藤岡孝広） 1つだけ私から答弁をつぎ足したいと思います。

小野上処分場を舗装したスラグ撤去の関係ですが、これにつきましては当時この小野上処分場の管理を行ってありました丸太運輸が大同特殊鋼株式会社よりこのスラグ碎石をぬかるみ対策として進入路にその碎石を置いたということで、先ほどの佐藤建設工業の関係のスラグ碎石とは別のものであるということでご了承いただきたいと思います。

議長（田邊寛治議員） 14番。

14番（小池春雄議員） 時間がないから言えないですけれども、そのことは私は言い切れないと思います。言い切れないのですよ。石がいろいろな、転がっていたとか。では、そこで大同特殊鋼株式会社が言っているエコ小野上処分場に入れたというのは、ではそれはどの部分なのですか。言えないでしょう。こっちは認めるけれども、こっちはまた違うような話ししたら、話が行ったり来たり、行ったり来たりで分からなくなってしまうのです。管理者のほうから早急に片づけるという回答がありましたので、取りあえずは以上をもって終わりにします。

議長（田邊寛治議員） 以上で14番、小池春雄議員の一般質問を終了します。

閉 議

午後3時32分

議長（田邊寛治議員） 以上で今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。これにて会議を閉じます。

管 理 者 挨 拶

議長（田邊寛治議員） 管理者から発言の申出がありますので、この際発言を許します。

管理者。

（管理者高木 勉登壇）

管理者（高木 勉） 2月定例会の終了に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

今期定例会におきまして、慎重審議の上、令和3年度一般会計予算をはじめとした各議案についてご議決を賜りまして、ありがとうございました。決定されました議案の執行に当たりましては、厳正、公正に努めてまいり所存であります。昨今厳しい財政状況が続いておりますが、広域組合といたしましても事業を推進するに当たり、より健全な財政運営を心がけながら、誠実に取り組んでまいります。

最後に、新型コロナウイルス感染症の収束がいまだ見られない状況でございます。議員各位におかれましてはご自愛をいただきますとともに、今後も広域行政発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます、お礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

閉 会

議長（田邊寛治議員） これをもって令和3年2月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時33分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議長 田 邊 寛 治

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 山 内 崇 仁

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員 茂 木 弘 伸